

令和3年度 第1回 藤枝市子ども・子育て会議

日時：令和3年7月1日（木）

午後1時30分～

場所：藤枝市役所西館5階第3・4委員会室

所管：藤枝市健康福祉部子ども未来応援局児童課

議事次第

1 開会

2 子ども未来応援局長挨拶

3 委員自己紹介

4 委員長及び副委員長選出

5 委員長挨拶

6 事務局自己紹介

7 会議の運営について・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料1

8 出席委員確認及び議事内容確認

9 議事

【協議事項】

(1) ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21の進行管理について・・・・ 資料2

(2) 地域型保育事業所の認可変更について・・・・・・・・ 資料3

【報告事項】

(1) 公立保育園併設の地域子育て支援センターの利用対象者の拡大について

10 その他

次回：第2回藤枝市子ども・子育て会議

日時：令和4年3月予定

藤枝市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、藤枝市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 藤枝市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) その他児童福祉関連施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する団体に所属する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出さ

れていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、藤枝市児童福祉担当課において所掌する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◆参考資料

子ども・子育て支援法 抜粋

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

藤枝市子ども・子育て会議公開要領

藤枝市子ども・子育て会議の公開について、次のとおり定める。

1 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- ア 会議において、藤枝市情報公開条例第7条各号に掲げる情報を取り扱う場合
- イ 会議を公開することにより、公正・円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- (2) 会議を公開しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 公開の方法等

- (1) 会議の公開は、会場に傍聴席を設け、市民等の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 傍聴の定員は、10人とする。ただし、会場の都合等によりこれを増減することができる。
- (3) 会議に際しては、当該会議の会議次第を傍聴者に配布するものとする。
- (4) 報道機関が取材を行う場合には、必要に応じ記者席を設けるものとする。
- (5) 会議の途中から会議を非公開とする必要が生じたときは、委員長は、その理由を傍聴者に説明し、速やかに退席を求めるものとする。

3 傍聴の受付等

- (1) 傍聴の受付は、先着順とし、傍聴受付簿に傍聴者の住所、氏名等を記載させることにより行う。ただし、多数の傍聴希望者が事前に予測される場合は、抽選によることができる。
- (2) 危険物を携帯しているなど事前に会議の妨害になると認められる場合は傍聴を禁止することができる。

4 会場の秩序維持

委員長は、次の各号に掲げる事項を傍聴者に遵守させるとともに、当該事項に違反していると認められる場合は傍聴者を退場させるなど会場の秩序維持に努めるものとする。

- (1) 静粛に傍聴し、議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 写真撮影、録音、録画を行わないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

5 会議開催の通知

公開で行う会議の開催に当たっては、広報ふじえだや市ホームページ等により周知を図るものとする。

ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

6 会議記録の閲覧等

公開した会議の会議記録を市ホームページ等により、会議の結果の公表に努めるものとする。

7 事務局

会議の事務局は、藤枝市児童福祉担当課において行うものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定めるものとする。

附則

この要領は、平成25年10月30日より施行する

藤枝市子ども・子育て会議傍聴要領

1 傍聴の手続き

- (1) 会議の傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付で住所及び氏名を受付簿に記入し、事務局職員の指示に従って傍聴席に着いてください。
- (2) 傍聴の受付は先着順とするが、受付開始時に定員を超える申し出があった場合は抽選とします。ただし、受付開始時に定員に満たないときは、その全員を傍聴者とし定員の残数は先着順とします。
- (3) 危険物を携帯していたり、酒気を帯びているなど事前に会議の妨害になると認められる場合は傍聴を禁止します。

2 会議の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守ってください。

- (1) 静粛に傍聴し、議事に批判を加え又は賛否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 写真撮影、録音、録画等を行わないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、委員長の指示に従ってください。
- (2) 会議の遵守事項に違反していると認められる場合において、委員長が注意したにもかかわらず、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

附則

この要領は、平成25年10月30日より施行する

**第2期 藤枝市子ども・子育て支援事業計画
「ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21」の
進行管理について
【事業別評価書】**

重点事業 5か年計画の進捗状況

1 幼児教育・保育環境の向上

(ア) 計画策定時の方向性

幼児教育・保育施設の整備計画については、待機児童ゼロの維持に向け、ニーズ調査結果等から算出した量の見込みに対して、必要とする定員の確保を図ります。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

（単位：人）

	R 2年度当初	R 3年度当初	R 4年度当初	R 5年度当初	R 6年度当初
計 画 値	量の見込み	3,477	3,405	3,262	3,211
	確保の方策	6,255	6,251	6,031	6,031
	特定教育・保育施設	3,275	3,461	3,841	3,841
	幼稚園	2,510	2,320	1,720	1,720
	地域型保育事業	470	470	470	470
実 績 値	実績確保数	6,263	6,254	—	—
	特定教育・保育施設	3,275	3,461	—	—
	幼稚園	2,510	2,320	—	—
	地域型保育事業	478	473	—	—

(ウ) 今後の方向性

令和2年度は、葉梨幼稚園の認定こども園化に取り組むとともに、いなばこども園の定員改定等、結果的に100人分の保育定員の拡大を図りました。

令和3年度以降も保育定員の確保に努め、施設整備予定案件が計画どおり進むよう関係機関との調整等の事務事業に取り組んでいきます。

重点事業 5か年計画の進捗状況

2 放課後児童の居場所づくり

① 放課後児童クラブの整備

(ア) 計画策定時の方向性

関係機関との連携や民間活力の参入促進により、児童が基本的な生活習慣や、異年齢の仲間との交流を通じた社会性の習得、発育段階に応じた遊び等ができる生活の場、遊びの場の確保に努めます。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

(単位：人)

		R 2年度当初	R 3年度当初	R 4年度当初	R 5年度当初	R 6年度当初
計 画 値	量の見込み	1,515	1,529	1,579	1,590	1,605
	確保の方策	1,398	1,531	1,629	1,633	1,646
	小学校余裕教室等	642	705	713	717	730
実 績 値	小学校敷地内専用施設	756	826	916	916	916
	実績確保数	1,398	1,431	—	—	—
	利用児童数	1,347	1,337	—	—	—
	小学校余裕教室等	545	504	—	—	—
	小学校敷地内専用施設	802	833	—	—	—

(ウ) 今後の方向性

令和2年度は、令和4年4月開所に向け、広幡小学校における専用施設の設計業務委託を実施。また、令和3年4月開所に向け、高洲南小学校第2、第3児童クラブ（定員70名）の専用施設の整備を行いました。

令和3年度は、令和4年4月開所に向けて広幡小学校第1・第2児童クラブ（定員100）の専用施設の整備を行うとともに、旧葉梨地区交流センターを改修し、令和4年4月の葉梨小学校児童クラブの開所に向け、施設改修に係る設計業務委託及び、改修工事を行い、待機児童解消に努めます。

今後は、更に教育委員会等の関係機関との連携を深め、児童数の推移や利用ニーズに基づき余裕教室の確保や民間事業者の活用を図り、放課後の児童の安全・安心な居場所づくりを進めます。

担当課	①生涯学習課 ②児童課・生涯学習課
-----	----------------------

重点事業 5か年計画の進捗状況

2 放課後児童の居場所づくり

① 放課後子ども教室の拡充

(ア) 計画策定時の方向性

地域住民の協力のもと、児童がスポーツ、文化・芸術、地域資源等を活用した様々な学習・体験活動や、交流活動に参加できる場の確保に努めます。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
計画値	実施箇所数	8	9	10	12	14
	利用者数（人）	540	560	600	650	710
実績値	実績確保数	6	—	—	—	—
	利用者数（人）	373	—	—	—	—

(ウ) 今後の方向性

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が減少する教室があった。現在実施している教室については、コロナ対策を講じながら実施していることを周知し参加者を募るとともに、他地区において新たな教室を開設し、実績確保数及び利用者数の増加を図り、市内すべての子どもにとって安全で安心できる居場所づくりを推進します。

② 連携又は一体型による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進

(ア) 計画策定時の方向性

放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、保護者の就労状況を問わず、全ての児童が参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
計画値	実施箇所数	2	3	4	5	6
	利用者数（人）	240	260	280	300	320
実績値	実績確保数	2	—	—	—	—
	利用者数（人）	166	—	—	—	—

(ウ) 今後の方向性

令和2年度は藤岡及び広幡地区において児童クラブと連携を図った。学校敷地内施設を会場とする教室に関しては、普段の活動において児童クラブの会員児童が参加できるよう両者で協議を重ね連携を図り、地区交流センターなど学校敷地外を会場とする教室については、年1回以上児童クラブとの合同行事を実施し、すべての子どもたちが参加できる仕組みづくり推進する。

重点事業 5か年計画の進捗状況

担当課	①児童課・健康推進課 ②児童課
-----	--------------------

3 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援に関する事業（子育てコンシェルジュ、妊娠・出産包括支援）

（ア）計画策定時の方向性

- ・児童課内に子育てコンシェルジュ（保育士有資格者）2名を配置し、保育所等の利用に関する相談に応じ、各家庭が必要とする情報提供等を行います。
- ・妊娠期から子育て期に渡るまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対応するため、妊娠・出産の包括支援事業を行います。

（イ）年次計画（計画値、実績値）

（単位：箇所）

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
計画量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	2	2	2	2	2
実績	2	—	—	—	—
過不足 (実績-量の見込み)	1	—	—	—	—

（ウ）今後の方向性

児童課内の子育てコンシェルジュについては、平成30年度から1名増員し、子育て世帯への情報提供や相談を充実させました。令和2年度は、窓口・電話合わせて2,300件／年を超える保育に関する相談・対応、入園案内等にあたるとともに、子育てに係る各施策の情報の発信元としての役割を担っています。

また、健康推進課（保健センター内）にて、妊娠・出産の包括的な支援を実施しています。

②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

（ア）計画策定時の方向性

- ・子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する情報提供や相談、援助を行い、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
- ・保健センターと連携し、情報交換の場を設ける等して、妊娠期から子育て期まで途切れない支援を提供します。
- ・子育て支援センターがさらに身近なものとなるよう、「子育てフェスタ」や「あかちゃん講座」の開催、子育ての相談に専門家が対応する「まちの保健室」等の事業を行います。

（イ）年次計画（計画値、実績値）

（単位：延べ人/年）

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
計画量の見込み	150,000	144,000	138,000	132,000	126,000
確保の方策	150,000	144,000	138,000	132,000	126,000
実績	81,112	—	—	—	—
過不足 (実績-量の見込み)	-68,888	—	—	—	—

（ウ）今後の方向性

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、休館及び利用制限等を実施したため、地域子育て支援センターの利用人数は減少しましたが、身近な相談の場、遊びの場として、多くの子育て中の親子に利用されました。

今後はこれまで以上に子育て中の親子に寄り添い、子育てについての情報提供や相談対応等を実施し、更なる地域の子育て力の向上を図るとともに、世代を超えた地域子育て支援を展開していきます。

重点事業 5か年計画の進捗状況

担当課 健康推進課

3 地域子ども・子育て支援事業

③妊婦に対して健康診査を実施する事業

(ア) 計画策定時の方向性

- 過去5年間の平均受診券利用率は、79.5%です。出生見込数に基づき、必要とする健診回数を受診するよう勧奨します。
- 予定日より早く出産する人もいるため、90%を目標とします。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

(単位：延べ回／年)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
	確保の方策	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600
実績値	実績	10,511	—	—	—	—
	過不足 (実績-量の見込み)	-3,489	—	—	—	—

(ウ) 今後の方向性

妊婦の数893人、受診券配布数13,398枚、受診券利用数 10,511枚、(利用率78.4%)

正期産となる妊娠37週からの利用率は徐々に低下しますが、高い利用率を維持しているため、今後も継続し適切な受診行動を勧めています。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

(ア) 計画策定時の方向性

- 生後4か月までの乳児で市内に居住している場合は、全戸に訪問します。
- 入院中や里帰り中の乳児に対しても、適切な時期に訪問できる体制を整えます。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

(単位：人／年)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	確保の方策	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実績値	実績	879	—	—	—	—
	過不足 (実績-量の見込み)	-121	—	—	—	—

(ウ) 今後の方向性

令和2年度の実施率は100%でした。出生数857人（1月～12月出生数）、訪問数879人（転入した乳児にも訪問しています）出産後、4か月までの乳児で市内に居住している場合は全数訪問しています。

入院中の乳児、里帰り中の乳児に対して、適切な時期に家庭訪問が行えるよう次年度以降も事業を実施していきます。

重点事業 5か年計画の進捗状況

担当課	⑤子ども家庭課 ⑥児童課
-----	-----------------

3 地域子ども・子育て支援事業

⑤養育支援訪問事業

(ア) 計画策定時の方向性

育児不安等を抱え、継続的な支援を必要とする家庭に重点を置き、概ね1歳未満の子を持つ養育者に対し、養育支援員が家庭訪問することにより、安定した子育てができるように支援します。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

(単位：人／年)

		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
計画値	量の見込み	75	75	75	75	75
実績値	確保の方策	75	75	75	75	75
実績値	実績	63	—	—	—	—
実績値	過不足 (実績-量の見込み)	-12	—	—	—	—

(ウ) 今後の方向性

虐待やそのリスクを抱え、特に支援を必要とする家庭に対して、安定した子育てができるよう訪問等による相談を行い、養育の不安感や負担感の軽減を図りました。特に支援が必要な家庭は関係機関での情報共有・連携が等が重要であるため、今後も、関係機関で不適切な養育状態にある家庭に対しの支援方針等のアセスメント会議を実施し、より適切な支援計画のもと、安定した子育てができるよう支援を行います。

⑥育児サポーター派遣事業

(ア) 計画策定時の方向性

- ・育児サポーター（保育士）が、育児の援助や相談に応じ、赤ちゃんの日々の成長、発達の喜びを母親と共有しながら、育児への不安や負担感を軽減していくことで、母親としての自信が持てるような支援を行います。
- ・保健センターや子育て支援センター、子ども家庭課と連携し、切れ目ない支援の体制を整え、一人ひとりの育児の課題に対して適切な支援を行います。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

(単位：人／年)

		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
計画値	量の見込み	180	180	170	160	160
実績値	確保の方策	180	180	170	160	160
実績値	実績	176	—	—	—	—
実績値	過不足 (実績-量の見込み)	-4	—	—	—	—

(ウ) 今後の方向性

育児サポーター（保育士）が、出産後間もない時期の母親と1対1で日常の一部に関わり、育児の補助や相談対応、情報提供を行い、育児の孤立化を防ぎ、子育てを応援しています。令和2年度は、利用対象及び利用時間を拡大し、生後概ね1年までの子育て中の家庭176件を訪問し、サポートを行いました。コロナ禍で里帰りができない家庭への訪問が増えたことで、利用実績値は増加しました。利用希望は増加傾向にあるため、今後も妊娠から切れ目ない支援を届けるため、母子保健事業をはじめとする関係機関との迅速かつ充実した連携を継続します。

重点事業 5か年計画の進捗状況

3 地域子ども・子育て支援事業

担当課	⑦子ども家庭課 ⑧児童課
-----	-----------------

⑦子育て短期支援事業

(ア) 計画策定時の方向性

子どもと家庭を取り巻く課題が複雑・多様化する中、今後、本事業は子育て支援事業としてだけでなく、要保護児童対策事業としてもニーズは高まっていくものと考えられるため、受け皿の確保に向けた委託先の拡大に努めていきます。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

(単位：延べ人／年)

		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
計画値	量の見込み	30	30	30	30	30
	確保の方策	30	30	30	30	30
実績値	実績	30	—	—	—	—
	過不足 (実績-量の見込み)	0	利用者数ではなく、対応可能な人数 (万が一の場合の受け皿が30分確保できているという実績値)			

(ウ) 今後の方向性

平成28年度から児童養護施設2箇所と委託を締結し、保護者の疾病等の理由により家庭内で養育が一時的に困難になった児童の一時保護を行うことで虐待予防対策として効果をあげていますが、R2年度の利用はありませんでした。

今後は、関係機関と予防対策として積極的な利用ができるよう保護者への働きかけも行なっていきます。また、2歳未満児の受入について委託事業所の拡充を検討し、利用者の状況に応じた適正な支援を行ないます。

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(ア) 計画策定時の方向性

- ・子育て世帯における一時的な保育等を援助するため、藤の里ファミリー・サポート・センターを設置し、地域での育児援助を行ないます。
- ・年2回の新規提供会員向けの講習会の開催により、提供会員の確保に努めるとともに、依頼・提供会員の交流会を開催し、会員同士の交流の場を提供します。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

(単位：延べ回／年)

		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
計画値	量の見込み	6,800	6,650	6,500	6,350	6,200
	確保の方策	6,800	6,650	6,500	6,350	6,200
実績値	実績	3,744	—	—	—	—
	過不足 (実績-量の見込み)	-3,056	—	—	—	—

(ウ) 今後の方向性

提供体制の充実を図るため、提供会員養成講座を開催しました。また、援助活動における質の確保を図るため、提供・両方会員向けにフォローアップ講習会を実施しました。今後も、援助を受けたいときに受けられる環境の構築とともに多様な依頼に対応するため、事業周知を積極的に行ない、提供会員となるための講習会を開催し、支援体制の充実を図ります。

重点事業 5か年計画の進捗状況

担当課	児童課
-----	-----

3 地域子ども・子育て支援事業

⑨幼稚園型一時預かり事業（在園児の延長保育）

(ア) 計画策定時の方向性

ニーズ調査から算出された量の見込みに対しては、既存の幼稚園、認定こども園（1号）で行われている預かり保育事業でニーズ量は充足されます。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

（単位：延べ人／年）

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
計画値	量の見込み	114,417	111,222	105,788	104,998
	確保の方策	114,417	111,222	105,788	104,998
実績値	実績	117,651	—	—	—
	過不足 (実績-量の見込み)	3,234	—	—	—

(ウ) 今後の方向性

幼稚園及び認定こども園での預かり保育事業は、利用申込みに対して100%の受け入れができます。

今後も、預かり保育事業に対して財政支援をすることで、保護者が安心して預かり保育を利用できる環境を継続していきます。

⑩保育所型一時預かり事業（非在園児の一時的保育）

(ア) 計画策定時の方向性

非在園児の一時預かりを実施する施設に対して補助金を交付することで、保護者が安心して子育てできる環境整備を図ります。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

（単位：延べ人／年）

		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
計画値	一時預かり事業 (保育所、認定こども園)	量の見込み	2,326	2,261	2,150	2,134
		確保方策	2,326	2,261	2,150	2,134
実績値	一時預かり事業 (その他)	量の見込み	1,987	1,931	1,836	1,822
		確保方策	1,987	1,931	1,836	1,822
実績値	一時預かり事業 (保育所、認定こども園)	実績	5,489	—	—	—
		過不足 (実績-量の見込み)	3,163	—	—	—
実績値	一時預かり事業 (その他)	実績	2,137	—	—	—
		過不足 (実績-量の見込み)	150	—	—	—

(ウ) 今後の方向性

保育所型一時預かり事業のニーズは高いことがうかがえますが、利用申込みに対して100%の受け入れができます。

保育所型一時預かり事業は、緊急一時的に保育を必要とする子育て家庭にとって必要な事業であることから、今後も継続的に事業を実施していきます。

重点事業 5か年計画の進捗状況

担当課	児童課
-----	-----

3 地域子ども・子育て支援事業

⑪時間外保育事業（延長保育事業）

（ア）計画策定時の方向性

- ・延長保育を希望する全ての子どもを受け入れできている状態であり、現在の保育所等で行われている延長保育事業でニーズ量は充足されます。
- ・延長保育を実施する施設に対して補助金を交付することで、延長保育の質の確保を図ります。

（イ）年次計画（計画値、実績値）

（単位：延べ人／年）

		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
計 画 値	量の見込み	541	532	519	512	506
	確保の方策	541	532	519	512	506
実 績 値	実績	604	—	—	—	—
	過不足 (実績-量の見込み)	63	—	—	—	—

（ウ）今後の方向性

時間外保育事業（延長保育事業）は、利用申込みに対して100%の受け入れができます。

時間外保育事業は、保護者の多様な就労形態を支援することを目的に行われていることから、今後も継続していきます。

⑫病児・病後児保育事業

（ア）計画策定時の方向性

ニーズ調査から算出された量の見込みに対しては、既存の病児・病後児施設で行われている病児・病後児保育事業でニーズ量は充足されます。

（イ）年次計画（計画値、実績値）

（単位：延べ人／年）

		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
計 画 値	量の見込み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	確保の方策	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
実 績 値	実績	2,000	—	—	—	—
	過不足 (実績-量の見込み)	0	—	—	—	—

（ウ）今後の方向性

藤枝市シルバー人材センター【定員：2名】、キッズルーム・リトルハッピー【定員：3名】、小石川町クリニック【定員3名】で病児保育を実施しています。

当該事業の認知度が低いため、広報ふじえだへの掲載、パンフレット等の配布・配架等により、緊急時の予備知識となるように周知に努めます。

病後児保育については、藤枝保育園【定員2名】で当該事業が行われました。今後も、病気からの回復期にある児童の健やかな成長のための事業として、保育園と連携しながら事業を実施していきます。

重点事業 5か年計画の進捗状況

3 地域子ども・子育て支援事業

⑬私立幼稚園2歳児保育推進事業

(ア) 計画策定時の方向性

幼稚園での2歳児保育を実施する施設に対して補助金を交付するとともに、受け皿の確保に努め、保護者の仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てできる環境整備を図ります。

※対象は保育の必要性の認定を受けた2歳児の一時預かり事業

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

（単位：延べ人／年）

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
計画値	量の見込み 14,400	13,200	13,200	13,200	13,200
	確保の方策 14,400	13,200	13,200	13,200	13,200
実績値	実績 2,392	—	—	—	—
	過不足 (実績-量の見込み) △ 12,008	—	—	—	—

(ウ) 今後の方向性

私立幼稚園1園にて実施しました。教育・保育の無償化により、幼稚園の満3歳児クラスの保育料が無償となったことから、幼稚園における2歳児保育の利用者に変化がみられるため、保護者のニーズに沿った事業となるよう検証してまいります。

⑭実費徴収に係る補足給付事業

(ア) 計画策定時の方向性

- ・生活保護世帯に、幼児教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成することにより、児童の健やかな成長と保護者の負担軽減に努めます。
- ・幼稚園を利用する年収3・60万円未満相当世帯及び小学校から数えて第3子の世帯に対して副食費の費用を助成することで、児童の健やかな成長と保護者負担の軽減に努めます。

(イ) 年次計画（計画値、実績値）

（単位：延べ人／年）

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
計画値	量の見込み 200	180	140	140	140
	確保の方策 200	180	140	140	140
実績値	実績 176	—	—	—	—
	過不足 (実績-量の見込み) △ 24	—	—	—	—

(ウ) 今後の方向性

今後も生活保護世帯及び低所得者世帯等への助成を行うことで、保護者負担の負担軽減に努めていきます。

また、助成対象世帯に対し、本事業の周知に努めます。

個別事業の進捗状況

基本 節	No.	事業名	内容	担当課	R2年度末時点での進捗（実施）状況
1 I 1	1	乳幼児育成事業への支援	保育所、認定こども園に対し、乳幼児育成のための財政支援を行います。	児童課	<p>民間施設の独自施策を支援するとともに、発達に課題がある乳幼児の個別対応を行った施設に対して財政支援を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 補助金交付施設数：認可保育所13園、認定こども8園、市外保育園5園 ☆障がい児保育を支える施策となつている。</p> <p>【施設側からの要望】 「発達に課題があることから、それらの児童への対応が円滑に行えるよう、財政支援を強化してほしい」との声を頂いた。</p> <p>【実施状況・効果】 補助金交付施設数：認可保育所13園、認定こども8園 地域型保育事業所2園</p> <p>☆基本的な保育が補完される制度として定着している。</p> <p>建学の精神に基づく幼児教育を支援するとともに、発達に課題がある幼児の個別対応を行った学校法人に対して財政支援を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 補助金交付施設数：幼稚園12園、認定こども9園 ☆障がい児保育を支える施策となつている。</p> <p>【施設側からの要望】 「発達に課題がある児童が増加していることから、それらの児童への対応を円滑に行うための重要な財源となつている」との声を頂いた。</p> <p>保育士、心理判定員、保健師等が、発達に課題がある子どもや保護者の発達相談・発達検査を実施した。また、言語聴覚士や教員による専門相談を実施した。</p> <p>【実施状況・効果】 ○保健師による事後相談：226件 心理士による発達相談：66件</p> <p>○子ども発達支援センター</p> <p>保健師による事後相談：67件 専門相談（言語） 57件 専門相談（教育） 2件 発達検査 92件 ☆家庭での関わり方の助言や巡回相談・ペアトレ等の情報提供を行うことで、保護者・家族の不安軽減を図ることができた。</p> <p>【市民からの声】 「子どもの発達や対応について知ることができて良かった」「子育ての悩みを聞いてもらえて良かったです」等の声を頂いた。</p>
1 I 1	2	特別保育事業への支援	延長保育事業（時間外保育事業）や一時預かりのための財政支援を行います。	児童課	
1 II 1	3	幼児教育推進事業への支援	幼稚園及び認定こども園に対し、幼児教育充実のための財政支援を行います。	児童課	

個別事業の進捗状況

R2年度末時点での進歩（実施）状況			
基本 節 数	事業 名	内容	担当課
1 II 2	療育教室の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ○発達面において支援が必要な子どもとの保護者に対して、早期療育の機会を提供します。 ○通園施設における療育支援の充実と関係機関との連携を図ります。 	<p>子どもも発達支援センター</p> <p>【実施状況・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○親子通園：71回 延べ238人参加 ○並行通園：98回 延べ427人参加 ○ぱたぽん教室：17回 延べ86人参加 <p>☆児童発達支援を利用する児童は増加に伴い、並行通園等の利用児童は減少傾向にある。</p> <p>【市民からの声】</p> <p>保護者アンケートでは、藤枝市実施で利用したことのある事業のうち、役立った事業の第1位がガゼルの森親子通園・並行通園となっている。</p>
1 II 3	幼児への言語指導	<ul style="list-style-type: none"> ○言葉の遅れや発音、吃音(きつおん)等の言葉に関係した練習が必要な子どもとの保護者に対して、言語指導を行います。 	<p>教育政策課</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>幼児ことばの教室で指導を受けた人数：年長児117名</p> <p>☆発音の改善だけでなく、コミュニケーション能力等も養われている。</p> <p>【市民からの声等】</p> <p>「ことばの教室に通い、自信をもって発表会で言葉を言うことができました。周りの子どもたちとも上手にかかわることができるようになり笑顔が増えた」との声を頂いた。</p>
1 II 4	巡回支援専門員による訪問	<ul style="list-style-type: none"> ○心理判定員または巡回支援専門員等が発達に課題がある子どもに対して、幼稚園、保育所、認定こども園等へ訪問し、発達の状況等を確認し、相談・助言を行います。 	<p>子どもも発達支援センター</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>対象施設：29園 訪問回数 249回</p> <p>対象児童：90人</p> <p>☆R2年度(は、新型コロナ感染症対策により、通常通りの実施が困難であった)について園と検討した。</p> <p>【施設側からの声】</p> <p>「園・保護者が連携して子どもへの対応に前向きに取り組むことができるようにになりました」との声を頂いた。</p>
1 II 5	特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○藤枝市就学支援委員会及び巡回相談等における教育相談や支援の充実を図ります。 ○関係機関との連携を円滑に図ります。 ○保護者への理解・啓発を図ります。 	<p>教育政策課</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>就学支援委員会 年 7回実施 (審議件数 新規238件)</p> <p>特別支援学級在籍者数 小学校149人 中学校111人</p> <p>巡回相談員 5人 学校訪問129回</p> <p>☆特別な支援を要する児童生徒への支援の充実、教員の資質向上、保護者の理解啓発に繋がっている。</p>

個別事業の進捗状況

R2年度末時点での進捗（実施）状況			
基本 節 数	事業名	内容	担当課
1 II 6	特別支援学級等の就学に対する経済的支援	○保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、学用品・通学用品購入費・給食費等、必要な援助を行います。	教育政策課
1 II 7	支援の質向上	特別支援教育関連の講演会の実施や、特別支援コーディネーター及び特別支援教育支援員等への研修を充実します。	教育政策課
1 II 8	放課後等デイサービスの充実	○放課後等デイサービス事業の適正な支給に努めます。 ○事業所の提供するサービスの質の向上に努めます。	自立支援課

個別事業の進捗状況

R2年度末時点での進捗（実施）状況		
基 本 施 策 節 別 事 業 事 業 名 No.	内 容	担当課
1 II 9 発達支援体制の充実	保護者・保健・医療・福祉・教育・就労関係者・地域住民による支援ネットワークづくりを進めます。	子ども発達支援センター
1 II 10 発達支援体制の充実	幼稚園、保育所等における発達支援体制の充実	子ども発達支援センター
1 II 11 発達支援事業の推進	幼稚園、保育所等における特別支援事業の推進	児童課

「藤枝型発達支援システム構築のための行動計画」に従い、関係課・関係機関と連携し発達支援事業を進めた。また、児童の成長に合わせ一貫した支援を確保するため、保護者と関係機関に対しサポートファイル「そらいろ」を配布した。

【実施状況・効果】

- ・発達支援のこれまでの取組みを検証し、「第2期藤枝型発達支援システム行動計画」を策定
- ・サポートファイル「そらいろ」延べ利用児童数 435人
- 【市民からの声】

保護者アンケートより、藤枝市の発達支援の取り組み満足度（は、100点満点中0点から100点の回答があり、平均70.41点であった。

研修会・セミナー等を実施し、発達支援に携わる支援者の専門知識の向上を図った。

【実施状況（延べ参加人数）・効果】

 - ・発達障害児者療育支援研修会：133人/1回
 - ・実践セミナー：275人/8回
 - ・コーディネーター研修会：105名/3回
 - ・親塾：148人/4回
 - ・世界自閉症啓発デー2020市民セミナー：動画配信にて実施
 - ・ペアレントトレーニング 参加人数：13人/1期
 - ・ペアレントプログラム（支援者向け） 参加人数：12人/1期
 - ☆研修会等を通じて、個々のスキルアップが図れている。

【参加者からの声】

実施後のアンケートでは、約8~9割の参加者が「とてもよかったです」「よかったです」と回答した。

幼稚園・保育園・こども園において、特別な支援を必要とする児童に対する幼稚園教諭・保育士を配置する園に対して、補助を行なうことにより、保育環境の向上を図った（平成30年度で終了）。

令和元年度より「私立幼稚園児教育推進事業」「民間保育所乳幼児育成事業」「認定こども園児教育推進事業」「認定こども園乳幼児育成事業」へ統合

個別事業の進捗状況

事業名	内容	担当課	R2年度末時点での進捗（実施）状況
特色ある教育活動の充実	<p>○就学前の子どもに対しては、地域の特性や各園の特色を活かした教育活動を行い、個人の育成の充実を図ります。</p> <p>○読み聞かせ活動や一日体験入学等、保育所・幼稚園・小学校・中学校が連携した異年齢交流を行うなどに、幼児教育・保育施設から小学校以降の子どもとの育ちと生活が円滑に進むようには各教員間の連携を深める合同研修や講演会を行います。</p> <p>○中学校区ごとに、地域の特性を活かした小中一環教育を推進するなどとともに、家庭・地域・学校が協働し地域ぐるみで小中一環教育に取り組みます。</p> <p>○市内全ての中学校に配置した外国人ALT（外国语指導助手）との英語授業に加え、授業以外にも外国人ALTと交流する課外外国語体験活動（Fujiieda English Camp）や、姉妹都市であるオーストラリアのペニス市や韓国の楊州市ヒスカイブ交流を行う等、英語に対する興味や意欲を引き出すとともに、国際感覚を育成します。</p>	児童課 教育政策課	<p>①就学前の子どもには、子どもたちが未来を生き抜く力となる確かな学力や社会性、道徳性を身に付けることを目的として「藤枝市小中一貫教育推進計画」に基づき、先行実施している瀬戸谷・広幡・大洲地区をモデルとしながら、西益津・岡部・葉梨・高洲地区においても小中一貫教育を開発し、学校・家庭・地域が協働して地域ぐるみで取り組む教育の実現に取組んだ。藤枝・青島・青島北地区では、令和3年度からの小中一貫教育開始及びコミュニティ・スクールの導入を目指し議論を重ね、それぞれの地区の小中一貫教育推進計画を策定した。</p> <p>先行実施地区は、中学校教員が小学校で授業を行う乗り入れ授業や小学生が中学校で授業を受けるなど、中学校の環境に慣れる環境づくりを進めた。教員からは、活気が生まれた、確かな学力を習得できたり、教員の指導力が向上した等の意見があり、大きな効果が得られている。また、地域とともににある学校を目指し、小中一貫教育を地域ぐるみで推進する体制を構築するため、コミュニティ・スクールを導入している。</p> <p>③小中学校の学習指導の繋がりを明確にし、9年間の学びの質を高めるとともに、H29年度に作成した「藤枝市小中一貫教育カリキュラム」の活用により、市内全小中学校で小中9年間を見通した一貫性のある学習指導を展開。実践を積み重ねながら検証を行って、更なる指導の質の向上を図った。教員の指導力の向上により、児童生徒に対し質の高い教育の提供がなされた。</p> <p>④子どもに科学や工学技術に対する興味・関心を抱かせると同時に、未来を切り拓き力が強く生きる力を育むため、前年度同様、ペッパーを活用したプログラミング教育を実施した。</p> <p>市内全27校に配置したペッパーを活用し、小学校4年～中学校3年を対象に年間4～6コマの授業を実施。子どもから、論理的な思考の育ちや協働的に学ぶ姿勢が見られたり、粘り強く考える習慣が身に付いたりするなど、ペッパー導入が子どもたちに好影響を与えている。3月に開催されたソフトバンク㈱主催の「プログラミング成果発表会全国大会」において、高洲小チームが、「優秀賞（全国2位）、葉梨中チームが「ベスト8」に輝いた。</p> <p>⑤小中連携ドリームプラン事業を10中学校区で実施し、小中9年間で目指す「子ども像」の共通認識を持ち、子どもたちの夢や希望につなげる教育活動を行った。各小中学校の教員が、同じ視点で教育活動ができるようになり、また、子どもが本物にふれる活動や講演会、異年齢交流など校区毎に特色ある活動が活発に行われた。</p> <p>⑥小中学校接続英語教育として、小学校3～6年に週1時間ALTと日本人教師によるTTの英語授業を実施、中学校には週1日ALTを派遣した。</p> <p>(JETALT：2名、地域ALT：14名（内FCA1名）) 外国人と関わつたりすることへの抵抗感が少くなり、英語に対する関心が高まつたとの感想が挙がっている。</p>

個別事業の進捗状況

基本 事業 No.	事業名	内容	担当課	R2年度末時点での進捗（実施）状況
1 Ⅲ 2	確かな学力の育成と環境整備	○ふじえだ教師塾ほか各種研修等により教員の専門性、授業力向上を図ります。 ○ICT等を活用した教育環境の整備を推進し、学ぶ意欲を高める授業を行います。	教育政策課	児童生徒の学力向上や家庭学習の定着に向けた教職員の資質向上のための研修や経験の浅い教員の指導力向上のためスーパーイチヤーによる個別指導、教員研修やふじえだ教師塾による教員の専門性の強化し、またICT等を活用した環境の整備により、学ぶ意欲を高める授業を行つた。 【実施状況・効果】 ○スーパーイチヤー派遣 ⇒小学校8校、中学校7校に19名派遣 ○ふじえだ教師塾の実施 ⇒塾生数：教員志望の大学生や講師：60名 2・3年目教員45名、30歳前後教員：10名 教員採用試験合格者数：27名 ☆スーパーイチヤー派遣による教員への個別指導で、教員の指導力向上や授業改善に効果がみられる。 ☆同塾では、教員採用試験合格率が県平均を大きく上回るどもに、若手教員の資質・能力向上に成果を上げた。 ☆「授業の参考になつた、仲間との意見交換ができた。」等の声をいたいでいる。 特色ある道徳教育として、各年代別マナーブックを増刷し、教員向けの「活用の手引き」とともに各学校等へ配布し活用を促した。 ・未就学児保護者向け「えだっ子の一步」・小学生版（低・高学年向け）「藤枝っ子のあゆみ」 ・中学生版「藤枝っ子のはばたき」
1 Ⅲ 3	「ふじえだマナー」の啓発	子どもの規範意識や豊かな心を育成するため、「ふじえだマナー愛言葉」の市民への周知や、年代別「ふじえだマナー」の活用等、マナー啓発に取り組みます。	教育政策課	【実施状況・効果】 ○マナーブック増刷部数 合計3,000部（未就学児） ○ふじえだマナーの普及啓発の一環として、平成27年度に選定した「ふじえだマナー愛言葉」を企業協賛により電柱広告として掲示し市民に啓発した。 ・掲示看板広告数：11（令和2年度未現在） 【配布先からの声】 ふじえだマナー ブックは、マナーの大切さを学ぶ道徳の教材として家庭や学校で好評で、活用いただいている。 ふじえだブレイパークを開催し、様々な体験・交流を通して創造力やコミュニケーション力、問題解決力の育成を図つた。
1 Ⅲ 4	対人関係力、創造力及び問題解決力の育成	様々な体験・交流の機会をとおして、創造力やコミュニケーション力、問題解決力の育成を図ります。	教育政策課	【実施状況・効果】 ブレイパーク開催回数：2回（9/6、10/4） 参加者数：子ども延べ139名、保護者延べ109名 ボランティア延べ23名 ☆子どもたちの自由な発想を活かし自然の中で「遊び」を通して自主性や想像力を育むことができた。R2年度は、生涯学習課の協力を得て、水生生物や河原の石などを解説する地元人材を活用した活動を実施した。 非行や不登校に対する専門的な相談体制の構築を図つた。
1 Ⅲ 5	非行や不登校に関する専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域等の関係機関とのネットワークづくりを進めます。 相談体制の充実	非行や不登校に関する専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域等の関係機関とのネットワークづくりを進めます。	教育政策課	【実施状況・効果】 SCI（スクールカウンセラー）10名やSSW（スクールソーシャルワーカー）5名を配置した。 ☆学校だけでは調整困難な事案に対する相談活動や関係機関との連携体制の強化に繋がっている。

個別事業の進捗状況

事業 種類	事業 名	内 容	担当課	R2 年度末時点での進捗（実施）状況
1 Ⅲ 6	学校図書館 の充実	全校に配置した学校図書館司書と教員との連携を密にし、図書館運営のさらなる充実を図ります。	教育政策課	学校図書館司書を全校に配置するとともに、ピックアップした学校の図書室等を会場に、学校図書館司書研修を実施した。 【実施状況・効果】 学校図書館司書 27名（1人1校を担当） 学校図書館司書研修 4回/年 ☆全校配置により発達段階に合った選書や図書室環境の整備、調べ学習の指導、蔵書の管理などが円滑に行われている。 ☆児童生徒は日常的に求める本について質問や相談でき、本を身近に感じ親しむことができている。
1 Ⅲ 7	学校における スポーツ 環境の充実	小学生版の体づくりメニュープログラムを活用し、体育授業での実践、体力アップコンテストや新体力テスト等に各学校が取り組みながら、体力の増進を図ります。 ○大学と連携し、科学体験教室を開催します。 ○JAXAとの連携協定に基づき、JAXA支援による市内小中学校での授業、教員・指導者研修会、科学教室等を開催し、宇宙や科学に興味を持つ子どもたちを育てます。	教育政策課	ふじえだ型体づくりメニュープログラム（小学生版）を全校全学年で実践した。 【実施状況・効果】 ☆特に体育授業時の事故や怪我の防止のため準備運動等に導入し、活用されている。 ○静岡大学と連携し「わくわく科学教室」を小学校3・4年生に、静岡理工科大学と連携し「藤枝市少年少女発明クラブ」を小学校5・6年生に実施した。 ○JAXA宇宙教室推進室科学教育プログラム「コズミックカレッジ」を小学校1・2年生に実施した。
5 Ⅲ 8	多様な連携 による学び の充実	生涯学習課 による市内小中学校での授業、教員・指導者研修会、科学教室等を開催し、宇宙や科学に興味を持つ子どもたちを育てます。	生涯学習課	【実施状況・効果】 わくわく科学教室 実施回数：2回 延べ： 60人 藤枝市少年少女発明クラブ 実施回数：9回 延べ： 237人 コズミックカレッジ 実施回数：2回 延べ： 100人 理科や科学に興味を持つ子どものすそ野を広げることに寄与した。
1 Ⅲ 9	DVのない 地域づくり の推進	DVの加害者にも、被害者にもさせないよう若年層への教育・啓発を行います。	子ども家庭課	学校等へペスターの掲示、パンフレットの配架等により、若い世代に向けてデータDV防止等を啓発した。また、県が実施するデータDV防止講座等の情報提供を行った。 【実施状況】 「志太地区こどもしあわせ協議会」では市内中学3年生に対して、児童虐待・DV防止撲滅キャンペーン啓発グッズを配布した。

個別事業の進捗状況

R2年度末時点での進捗（実施）状況			
基本 節 数	事業名	内容	担当課
1 III 10	多文化共生の促進に向けた教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語学習機会の希望をかがなえるために、「日本語講座」の充実を図ります。 ○日本語が不自由な児童・生徒に対し、学習の遅れが生じないよう支援を行います。 ○学校のルールや制度を啓発・指導するため、通訳の派遣等により保護者をサポートします。 ○子どもが就学を迎える外国人の保護者に対し、必要な情報を提供することで、円滑な就学につなげます。 ○小・中学校において、道徳や総合的な学習での多文化共生意識の醸成を図るとともに、ALTによる異文化理解の機会を提供します。 	<p>男女共同参画・多文化共生課 教育政策課</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 年3期にわたり毎週土曜日の午後7時～8時30分 ・クラス編成 入門・初級①・初級② ・参加者数 131人
1 IV 1	子どものがんばりの発達段階に応じた学習機会や情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭教育講座や、就学時健康診断等の機会を利用した子育て講座を開催します。 	<p>生涯学習課</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子体操や子育て講座などを学ぶ就学時健診時親子講座を17回（受講者1,175人）開催した。 ・【実施状況・効果】 ☆新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施回数が減少した。

個別事業の進捗状況

基本 節 基 本 施 策	M.	事業名	内容	担当課	R2年度末時点での進捗（実施）状況
1 IV 2		相談体制の整備や子育てサークル等への活動等への支援	○家庭教育相談を行います。 ○子育てサークル等が行う公的な事業については、藤枝市民活躍まちづくり事業補助制度による財政支援を行います。	生涯学習課 市民活動団体支援室	家庭教育学級の機会を捉え、社会教育指導員による家庭教育に係る相談に対応した。（生涯学習課） 【参加者の声】 「相談して良かった」という声をいたしました。 市民活躍まちづくり事業補助制度により、市民活動団体（子育て支援に取り組む団体を含む）の公益的な活動に対する支援金を交付した。（市民活動団体支援室） 【実施状況・効果】 ☆幼児の英語教育に関する事業を行う1団体に対し、計100千円を交付した。財政的支援により、団体の活動内容の充実が図られた。
1 IV 3		ブックスタート事業の推進	乳幼児健康診査時に、絵本の読み聞かせや絵本を贈る事業を進めます。	図書課	☆令和2年度交付団体 静岡医学研究会（幼児児童の英語教育につながる講演会開催） 【参加者の声】難しい内容をわかりやすい説明で有意義な講演であった。 毎月3回行われる乳幼児（6か月児）健診時に、赤ちゃんと保護者に絵本を贈った。 【実施状況・効果】 配布人數：864組 この事業をきっかけに家庭での読み聞かせを行うようになつたという声があつた。
1 IV 4		体験活動の機会の充実	○自然環境等、地域の教育資源を活用した体験活動の機会を持ち、地域学習を進めます。 ○土曜日を中心いて、地区交流センターにおいて、子どもや親子を対象とした講座や体験学習等を開催します。	協働政策課	各地区の交流センターにおいて、子どもや親子を対象とした講座や体験学習等を32講座開催し、721名が受講した。 【実施状況・効果】 ☆地域の学習活動が促進された。
1 IV 5		スポーツ環境の整備	総合型地域スポーツクラブと連携し、地域の中でだれもが楽しく気軽にスポーツができる環境づくりを進めます。	スポーツ振興課	総合型地域スポーツクラブなどが開催する地域住民対象のスポーツイベントに対し、イベント内容の考案や、レクリエーション用具などの貸出を行つた。 ・キックターゲット、ペタンクなどの用具貸出12回 【実施状況・効果】 ☆イベントの充実及び多くの市民に対して、スポーツを行う環境を提供できた。
1 IV 6		地域における通学合宿の充実	異年齢・異世代集団での共同生活により様々な経験力得られる通学合宿の実施を働きかけ、地域の教育力の向上を図ります。	生涯学習課	新型コロナウィルス感染状況により実施団体なし

個別事業の進捗状況

R2年度末時点での進捗（実施）状況				
基本 施策 節	No.	事業名	内容	担当課
1 V 7	学校サポーターズクラブ事業（地域学校協活動事業）の推進	地域の人材による環境美化、総合的な学習の補助等をとおして、家庭、学校、地域の連携を進め、地域の教育力の向上を図ります。	生涯学習課	全中学校区にコーディネーターを配置し、延べ585回の活動を実施した。 【実施状況・効果】 ☆活動数や活動事例が増加したことで、地域の教育力の向上に繋がっている。
1 V 8	幼稚園、保育所、認定こども園の子育て支援	○地域の子どもたちに園庭を開放します。 ○非在園児の親子登園、育児相談等を行います。	児童課	保育所については、地域子育て支援センター事業の一つとして実施し、幼稚園、認定こども園では、未就園児を対象に各園独自で園庭開放等の事業を行い、毎回多くの親子が利用した。 【実施状況・効果】 相談件数：1,591件 全子育て支援センター（市内14か所）で育児相談を実施し、相談件数は前年度より1,119件減少した。地域に根差し、気軽に相談できることから、子育て中の親の不安解消に繋がっている。
1 V 9	年齢に合った選書の情報提供	選書のアドバイスとなるよう、就学前の子どもたちに対し、就学時健診診断時に、年齢に合ったブックリストを配付します。	図書課	ブックスタート事業のフォローアップ事業として、就学時検診時にブックリストを配布した。 【実施状況・効果】 配布人数：17小学校 1,175名の新一年生の保護者に配布 子どもが年齢や成長にあった本と出会う機会をつくることで、読書を通じて子どもたちの心の健やかな成長を図ることに繋がっています。
1 V 1	歩道整備の推進	○藤枝駅周辺等、バリアフリー化 ○歩道の新設、改良による道路整備を行い、歩行者の安全を確保します。	道路課	藤枝駅周辺のあんしん歩行エリア内の「藤枝駅青木線のバリアフリー化」は平成30年度で完了。令和元年度に市道栗留葉線外9路線、令和2年度に市道2地区263号線外6路線で歩道整備を実施し、誰もが安心して通行できる歩行空間を確保した。引き続き、市道5地区224号線外2路線の歩道整備を行う。 【実施状況・効果】 ☆歩行者の安全が確保され、安全・安心なまちづくりに繋がっている。
1 V 2	交通バリアフリー事業の推進	歩行者優先の交通規制を行い、歩行者にやさしい交通環境（あんしん歩行エリア）の整備を進めます。	道路課	歩行者にやさしい交通規制の他、交差点カラーペイント、減速マーク、ラバーポール等の安全施設を設置し、通行車両の速度抑制や、歩行者の安全を確保する為の対策を実施した。 【実施状況・効果】 ☆地域内の安全性が向上し、安全・安心なまちづくりに繋がっている。

個別事業の進捗状況

事業 No.	事業名	内容	担当課	R2年度未時点での進捗(実施)状況
1 V 3	公園・河川等の整備の推進	花と緑の課 河川課		蓮華寺池公園のイベント広場の整備(R1より継続)と、ジャンボ滑り台(R1より継続)、滝の広場、和風庭園廊棚の改修工事を行つた。また、藤ヶ丘・瀬古・東町・天神前1号・音羽町・清水・貝立・青葉公園の遊具の更新を行つた。そのほか市内の各都市公園においても遊具や園路、フェンス等の改修工事を行つた。(花と緑の課)
1 V 4	公共施設等のパリアフリ化の促進		建築住宅課	【実施状況・効果】 ☆地域住民の身近な憩いと交流の場である公園の安全性・利便性が向上し、安全・安心なまちづくりに繋がるとともに、子育て世帯に選ばれる環境が整つた。
26 1 V 5	地域防犯活動の推進		交通安全・地域安全課	河川環境整備事業により、二級河川朝比奈川の仮宿地先左岸の堤防道路の舗装を行つた。令和2年度から事業着手し、令和3年度に完成見込みである。(河川課) 【実施状況・効果】 ☆自然環境と触れ合いながら安全に歩行できるよう遊歩道を整備し、安全・安心なまちづくりに繋がつている。 「広懐小学校第1・第2児童クラブ建築工事設計業務委託」及び「老人福祉センター廳美園改修工事設計業務委託」において、施設のパリアフリー化設計に努めた。
1 V 6	シックハウスマーク対策の推進		建築住宅課 教育政策課	【実施状況・効果】 ☆施設利用者の安全性及び利便性が向上する。 各地区自主防犯団体による登下校の見守り活動や防犯ボランティアによる青色回転灯パトロール、安全安心サポートネットワーク事業等を実施し、犯罪発生の抑制を図つた。犯罪防止や地域の危険箇所等に防犯灯を139灯、防犯カメラを16台新設した。 【実施状況・効果】 ☆継続的な見守り活動で、地域における子どもたちの安全が確保されている。 登下校の見守り活動等に対し、感謝の声が上がつている。
1 V 7	通学路・通園路の安全対策の推進		児童課 道路課	すべての施設について、シックハウスマーク対策に適合した材料を使用した。 ☆公共施設等における安全性が向上した。 学校、PTA等による通学路調査は小学校81件、中学校33件。その内、市、警察等による15か所の安全点検を実施した。 ☆多くの人の視点で通学路の安全点検をすることができた。 ☆点検箇所については、関係部署と協力して改善に繋げる。 ※平成29年度は、大阪北部地震によるブロック崩の点検や登下校中の児童が襲われる事件による不審者等危険個所の点検を実施しました。

個別事業の進捗状況

基本 筋	事業 名	内 容	担当 課	R2年度末時点での進捗（実施）状況				
1 V 8	交通安全日本一の推進	「交通安全日本一」の都市を目指して、関係機関と連携し、交通安全教室や全運動をはじめ、交通安全教室や街頭指導、啓発活動等を展開し、全世代の交通安全に対する意識向上を図ります。	交通安全・地域安全課	<p>交通安全日本一を目指して、各季交通安全運動を実施するとともに、高齢者事故防止対策の一環として、運転免許証自主返納支援事業や高齢者交通事故防止推進モデル地区事業を実施し、また、市内公立中学校を対象にプロのスタッフマンが交通事故を再現する交通安全教室などを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室（警察署・交通安全協会・藤枝市で実施） ・スタッフマンによる交通安全教室（市内公立中学校 5校 1,409人参加） ・運転免許証明書発行手数料の助成 666人 ・交通安全マイレージカード（令和2年度 1,115人発行） ・チャイルドシート着用調査（保育園・こども園で4回実施） <p>【実施状況・効果】</p> <p>各年齢層対象の交通安全教育を実施したことにより、全体の交通安全意識の向上に繋がっている。</p> <p>令和2年 市内人身事故件数 829件（過去10年間で最少記録）</p>				
1 V 9	住宅の確保 （に開する情報提供等の推進	○県営・市営住宅を案内します。 ○市ホームページ等において市営住宅の情報を発信します。	建築住宅課	<p>市営住宅申込案内について、市ホームページにて情報を発信した。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>☆インターネット利用率の高い子育て世帯に向けて、効果的な情報発信ができた。</p>				
30	児童生徒の見守りの推進	IoT端末を利用し、子どもの位置情報をスマートフォンで確認できることで、保護者の負担を軽減し、子どもの見守りを支援した。	教育政策課	<p>小中学生の登下校時の安全確認を希望する保護者に対し、GPS機能や料金体系など保護者ニーズを満たす民間サービスを利用する際の初期費用の一部を助成（5千円）することで、保護者の負担を軽減し、子どもの見守りを支援した。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p><令和2年度実績></p> <table> <tr> <td>利用者：小学生224名 中学生16名 合計240名</td> <td>補助対象：中部電力ミライズ㈱、㈱TOKAIホールディングス、ドリームエリア㈱</td> </tr> <tr> <td>・更多的な利用促進を図るため、制度の周知とともに、登録事業者を増やし多様な選択肢を提供していく必要がある。</td> <td>・サービス利用者へのアンケートや対象児童生徒の保護者へのニーズ調査を行い、事業内容の精査見直しを行っていく。</td> </tr> </table>	利用者：小学生224名 中学生16名 合計240名	補助対象：中部電力ミライズ㈱、㈱TOKAIホールディングス、ドリームエリア㈱	・更多的な利用促進を図るため、制度の周知とともに、登録事業者を増やし多様な選択肢を提供していく必要がある。	・サービス利用者へのアンケートや対象児童生徒の保護者へのニーズ調査を行い、事業内容の精査見直しを行っていく。
利用者：小学生224名 中学生16名 合計240名	補助対象：中部電力ミライズ㈱、㈱TOKAIホールディングス、ドリームエリア㈱							
・更多的な利用促進を図るため、制度の周知とともに、登録事業者を増やし多様な選択肢を提供していく必要がある。	・サービス利用者へのアンケートや対象児童生徒の保護者へのニーズ調査を行い、事業内容の精査見直しを行っていく。							
1 V 10	高齢者を中心とした登下校時の地域や事業所における見守り活動や「ながら見守り」の推進により市民全体で見守り活動する体制づくりを進めます。	交通安全・地域安全課		<p>登下校時の見守り活動を実施する、各地区自主防犯団体の見守りボランティアや見守りワーカーに対し、活動に要する物品を支給するとともに、安心して見守り活動が実施できる体制が構築された。</p> <p>ボランティア保険加入者数：1,935人</p>				
1 V 11	市民総ぐるみの子どもみの見守り活動の強化	「こども食堂」実施団体に対して事業費用を助成し、地域で子どもを支える仕組みを構築します。	子ども家庭課	<p>子どもが健やかに育成される環境の整備促進のため、市内でこども食堂を運営する団体に対し補助金を交付した。</p> <p>【実施状況】</p> <p>令和2年度補助団体：2団体</p>				
1 VI 1	こども食堂の推進							

個別事業の進捗状況

節	基本 施設	事業名	内容	担当課	R2年度末時点での進捗（実施）状況
1 VI	2	生活支援の促進	<p>○ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を助け、子どもとの心身ともに健やかな成長に寄与するため、「児童扶養手当」を支給します。</p> <p>○ひとり親家庭等の経済的支援を目的に、「母子家庭等医療費」として、医療を受けるのに必要な費用の一部を助成します。</p> <p>○生活困窮者に対する住居確保保給付金や家計相談支援事業を実施します。</p>	子ども家庭課 自立支援課	<p>「児童扶養手当」や「母子家庭等医療費」の支給により、母子家庭等の生活の安定や自立促進のための支援を行った。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>R2年度末 児童扶養手当受給者数：756人 母子家庭等医療費助成483人 ☆支援を必要とする家庭の経済的負担に繋がっている。</p> <p>【自立支援課】</p> <p>生活困窮者に対して、住居確保保給付金や家計相談支援を行った。</p>
1 VI	3	就労支援の促進	<p>○就業意欲を持つて特定の職業訓練等を受講する場合に、資金的援助を行う。「母子家庭等自立支援給付金事業」を実施し、直接的に就業に結びつくよう支援します。</p> <p>○公共職業安定所等の紹介により、ひとり親家庭の父や母を雇用する中小企業の事業主に助成金を交付する「高年齢者等雇用奨励金」を実施し、ひとり親家庭の就労を雇用する側からも進めます。</p> <p>○母子家庭等就業・自立支援センター、しづおかジョブステーション及びハローワークとの連携によるひとり親への就業相談や職業紹介、講座等を積極的に勧めます。</p>	子ども家庭課 産業政策課 自立支援課	<p>「母子家庭等自立支援給付金事業」の実施により、職業訓練等の受講に対する資金的援助を行った。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>「母子家庭等自立支援給付金」：5人 高等職業訓練促進給付金：7人 ☆母子・父子家庭の経済的自立の促進に繋がっている。</p> <p>【産業政策課】</p> <p>「高齢者等雇用奨励金」は15件支給し、内、ひとり親家庭のケースは2件でした。</p> <p>【自立支援課】</p> <p>☆ひとり親家庭の雇用の促進に繋がっている。</p> <p>【自立支援課】</p> <p>生活困窮者の経済的自立を目指すため、就労支援員を配置し、ハローワークなどと連携を図り、個別に支援計画を立て就職活動の支援を行った。</p>

個別事業の進捗状況

R2年度末時点での進歩（実施）状況			
基本 節 番 号	事業名	内容	担当課
1 VI 4	相談体制の充実	<p>○子ども家庭課内にひとり親家庭の相談を専門とする家庭児童相談員を配置し、手当等の援助制度をはじめ養育費、就労支援等に対応します。</p> <p>○離婚の際の養育費取り決める事前相談の普及に取り組みます。</p> <p>○自立相談支援事業（自立プラン作成等）を活用し、包括的な相談支援を実施します。</p>	子ども家庭課 自立支援課
1 VI 5	母子生活支援施設への措置	<p>配偶者等から身体的暴力や精神的暴力を受けた母子家庭の自立に向け、各制度の周知、心のケア・サポートを行います。</p> <p>○経済的な理由で高等学校や大学等への就学を断念しないよう、各種助成制度の周知に努めます。</p> <p>○生活保護世帯の子どもの高校中退防止に取り組みます。</p> <p>○ひとり親家庭等で小学校に入学する児童のランドセル及び学校指定用品の購入費用の助成と入学支援金の支給を行います。</p>	子ども家庭課 教育政策課 自立支援課 子ども家庭課
1 VI 6	就学への支援	<p>県が実施する、ひとり親家庭や寡婦等を対象にした「母子父子寡婦福祉資金」の貸付相談・受付を行います。</p>	子ども家庭課
1 VI 7	母子父子寡婦福祉資金の貸付相談・受付	<p>県事業である「母子父子寡婦福祉資金」の貸付について、ひとり親等からの相談及び申請の受付を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 令和2年度対象者：44人 ☆ひとり親家庭における児童の健全育成と経済的負担の軽減に繋がっている。 生活保護受給者世帯及び生活困窮者世帯の高校1年生、中学生を対象に、学習の場を提供し、教育相談及び学習支援を行うことで、高校中退の防止、高校進学の促進により、被保護世帯の子どもとの自立促進を図るため、事業を学習チャレンジ支援事業を実施した。</p> <p>【実施状況・効果】 令和2年度 修学資金6件、就学支度資金7件、修業資金1件、技能習得2件の貸付が決定され、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長、児童の福祉の増進に繋がった。</p>	子ども家庭課

個別事業の進捗状況

事業 概要	事業名	内容	担当課	R2年度末時点での進捗(実施)状況
1 VI 8	子ども育成支援事業の実施	生活困窮やひとり親家庭等で養育が十分でない子どもに対し、食事や学習等ができる居場所を提供し、大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な成長と自立を支援します。	子ども家庭課	<p>養育が十分でない子どもたちが、大人とのふれあいや交流を図ることで、健全な成長を促せるように食事や学習等ができる居場所を提供した。</p> <p>【実施状況】</p> <p>令和2年度 実施回数：133回 延べ参加人数：585人</p> <p>☆支援が必要な子どもの安心できる居場所となり、保護者が支援者どつながらることで、養育環境の悪化を防ぐ事ができている。</p>
1 VI 9	小児医療受診に対する経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 18歳までの子どもを対象に、疾病的負担の軽減を図るため、「こども医療費助成事業」を行います。 ○ 「育成医療給付」により、身体に障害のある18歳未満の児童を対象に必要な医療給付を行い、経済的負担の軽減を図ります。 	子ども家庭課 自立支援課	<p>18歳の年度末までの子どもたちの保護者を対象に「こども医療費助成事業」を実施した。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>給付件数：こども医療費助成257,496件 育成医療給付45件</p> <p>☆疾病の慢性化の予防と保護者の経済的負担の軽減に繋がっている。</p>
1 VI 10	スクールソーシャルワーカー活動の充実	小・中学校を窓口として、様々な困難を抱える子どもを早期に把握し、福祉等の支援につなげていきます。	教育政策課	<p>5名のスクールソーシャルワーカーを配置し、主に不登校児童生徒やその保護者に対する人的、経済的支援についての紹介、手続きや条件の周知、関係機関との情報交換や支援依頼等、学校と連携して対応した。</p> <p>勤務実績【時間】（5名合計） 1558.5時間 【回数】（小学校） 240回 （中学校） 209回</p>
1 VI 11	学習チャレンジ支援事業の充実	生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業を行います。	自立支援課	<p>生活保護受給者世帯及び生活困窮者世帯の高校1年生、中学生を対象に、学習の場を提供し、教育相談及び学習支援を行うことで、高校中退の防止、高校進学の促進により、被保護世帯の子どもたちの自立促進を図るために、事業を学習チャレンジ支援事業を実施した。</p> <p>【実施状況】</p> <p>受託事業者：株東海道シグマ 参加者：中学生36名 開催日数：74日、令和2年6月～令和3年3月 月・水曜日 18時～21時 ☆高校受験者12名全員が高校等へ進学した。</p>

個別事業の進捗状況

R2年度末時点での進歩（実施）状況			
基本 節 度	事業 名	内 容	担当 課
1 VI 12	要保護児童 対策地域協 議会における ネットワークの強 化	支援が必要な子どもを見逃さない 体制を強化します。	子ども家庭課
1 VI 13	学校サポー ターズクラ ブ事業（地 域学校協動 活動事業） の推進 (再掲)	地域の人材による環境美化、総合的な学習の補助等をとおして、家庭、学校、地域の連携を進め、地域の教育力の向上を図ります。	生涯学習課
34 1 VI 14	就学時検診時や入学・入園説明会 に出向き、子育て世代の家庭教育 に関する学習の機会（講座等）や 情報を提供します。	就学時検診時や入学・入園説明会 に出向き、子育て世代の家庭教育 に関する学習の機会（講座等）や 情報を提供します。	生涯学習課
2 I 1	地域子育て 支援拠点事 業（地域子 育て支援セ ンター事 業）の充実	○地域子育て支援センターにおいて、親子の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供、相談や援助を行い、子育て支援の充実を行います。 ○施設設備面では、令和2年度完成予定の葉梨地区交流センター内に地域子育て支援センターを設置し、さらなる子育て支援の環境の充実に努めます。	児童課

要対協におけるネットワーク機能強化のために、年度初めに小中学校・幼稚園・保育園等関係機関へ訪問し要対協の仕組みと虐待通告及び情報共有ケースについて説明を行い、子育て世代包括支援センター担当者連絡会、出前講座や研修会等を開催した。

【実施状況】
関係機関への訪問：134箇所
出前講座：4回 研修会等：4回
☆関係機関に訪問することで、顔の見える関係となり連絡調整がしやすくなつた。連絡会や研修会等により支援者一人一人のスキルアップができた。

市内小学校(16校)で家庭教育学級を開設し、691人の学級生が学習会に参加した。
【実施状況・効果】
親同士のネットワークを作ることで、子育てにかかわる情報を共有し、子育ての不安を軽減することができた。葉梨市内14か所ある子育て支援センターを、年間延べ81,112人の親子等が利用し、1,591件の子育てに関する相談を受けた。葉梨わくわく広場を令和3年1月から開設した。
静岡県看護協会志太榛原地区支部と連携した「まちの保健室」事業を実施し、子育て中の保護者に対して、専門的で正しい子育てに関する知識と専門家に気軽に相談できる場の提供を行つた。

【実施状況・効果】
多くの親子にとつて身近な相談の場、遊びの場として、子育て支援センターが利用され、支援センターが身近なものになつてゐる。
【利用者の声】
「子育てに関する相談ができたり、家以外で子どもが全力で遊べたりする場所があるのはありがたい」「講座に参加し勉強にもなり、楽しくリフレッシュになつた」との声をいただいた。

個別事業の進捗状況

事業 名	事業 内容	担当課	R2年度末時点での進捗（実施）状況
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の充実	○育児の援助を受けたい人（依頼会員）の、多様な依頼に対応するため、援助を行なう人（提供会員）の増加を図り、支援体制の充実に努めます。 ○発達に課題がある子どもについても、一時的な預かり等の育児の援助を行ないます。	児童課	子育て援助活動支援事業の充実を図るため、子育ての援助をする提供会員の確保に努めた。 【実施状況】 ・会員数：1,134人（令和2年度末） うち、提供会員数：265人 うち、依頼会員数：806人 うち、両方会員数：63人 ・活動回数：3,744回/年（前年比2,078回減） 【利用者の声】 「地域にサポートしてくれる方がいる事を安心面からもとても嬉しく感じた」、「学童・保育所の延長時間に迎えに行つてくれることで、仕事の就業時間にばたばたしなくても良かった」との声をいただいた。「藤枝おやこ館運営協議会」に対し財政支援を行い、市内外から8,032人の親子が利用した。
藤枝おやこ館運営事業への支援	親子が自由に遊べる場所を提供し、子育て中の親や子どもとの悩み相談等の事業を行なう「藤枝おやこ館運営協議会」に対し、事業実施のためのサポートや財政支援を行ないます。	児童課	【実施状況・効果】 ・講座（読み聞かせ）及びイベント（映写会等）：43事業 ・相談件数：27件 子育て中の親子に対して、癒し・憩い・遊びの場の提供により、楽しい子育て・コミュニケーションづくりのサポートに繋がっている。 【利用者の声】 「駅近くで商業施設の中にあるので利用しやすく、大変助かっている」との声をいただいた。
れんげじスマイルホール運営事業の充実	○発達段階に応じた遊具を配置し、子どもたちが自由にのびのびと体を動かすことができる、全天候型の遊びの場を提供します。 ○民間企業が有する企画力やノウハウを活用し、「子ども達のからだづくり応援施設」として、運動の習慣づけ、強い身体づくりをサポートすることで、子育て支援の充実を図ります。	児童課	平成28年4月1日にオープンした「れんげじスマイルホール」は、徹底した消毒等新型コロナ感染症拡大防止対策を講じた中で、市内外から多くの親子が訪れ、プレイヤー（年間73,114人の親子等）が来場し、運動遊びを通じて「子どもたちのからだづくり」に寄与した。 【利用者の声】 「こんなに安全で安心して遊べるところはないので、連れてきてよかったです」「大型複合遊具が導入され、子どもの体力向上に繋がる遊具が増え、子どもも何度も遊びに来たくなる施設でとても助かっています」「感覚統合を促す遊具がたくさんあり、体の色々な部分の発達に繋がるのでないかと思う」等との声をいただいた。

個別事業の進捗状況

			R2年度末時点での進捗（実施）状況		
基本 施策 節 数	M.	事業名	内容	担当課	
2 1 5	情報提供の充実	子育て支援サイト「ママフレ藤枝」や「子育てガイドブック」「幼児教育・保育ガイド」「健育力レンダーWeb版」等を通じて、子育て家庭が必要とする情報を、迅速かつ適切に提供します。	平成26年8月8日に開設した子育て支援WEBサイト「ママフレ藤枝」を平成29年3月23日にリリースした。また、さらなる利便性の向上を図るため、当該アプリ内に、子どもとの予防接種を管理できる機能「予防接種N O T E」を搭載させ、子育て家庭への情報提供の充実とともに、利便性の向上も図った。令和2年度は、「ママフレ藤枝」の機能強化（①あかちゃん駅追加コンテンツ導入②教育保育施設追加コンテンツ導入③翻訳機能導入）を取り組んだことで、アプリのダウンロード数が向上した。	児童課	
2 1 6	“子育てするなら藤枝”的推進	○子ども・子育てに関する事業やイベントを子育て月間として集中的に開催し、多様な施策を広くPRすることで、「子育てするなら藤枝」のイメージ向上を図ります。 ○民間のノウハウを活用した新たなモデル事業の構築と推進を行います。	「子育て月間」定着のため、PRポスターを作成した。また、子育て月間ににおいては、親子で楽しめるイベントを感染症対策の上開催し、来場者で賑わった。 【実施状況・効果】 ・PRポスター作成 200部 市内公共施設や幼稚園、保育園等で掲示 約110か所 ・イベント「プロと遊ぼう！芸術の秋まつり」 11月29日開催 親子146人参加	児童課	
36	幼稚園、保育所、認定こども園の子育て支援（再掲）	○地域の子どもたちに園庭を開放します。 ○非在園児の親子登園、育児相談等を行います。	「親子で触れ合え、子ども達も楽しく遊ぶことができ、参加してよかったです」との声をいただいた。 ○令和2年度より、子育て支援団体等が出産や育児不安の解消につなげる事業に対して補助する制度「子育てする制度事業費補助金」を新たに創設し、2件の団体、法人に補助した。民間の知恵やノウハウを活用することで子育て支援の底上げを図ることができた。	児童課	《再掲：1-N-8参照》

個別事業の進捗状況

基本 節 基 施 策	No.	事業名	内容	担当課	R2年度末時点での進捗（実施）状況
経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者や特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に対して、学用品・給食費等、必要な援助を行った。					
2 1 8	就学の援助の実施	経済的な理由により就学困難な世帯に対し、学用品代や給食費等の必要な援助を行います。	教育政策課	・要保護就学援助 ・準要保護就学援助 ・被災児童生徒就学支援 ・特別支援教育就学奨励	小学校費 5人 41,653円 中学校費 2人 39,199円 小学校費 534人 34,673,341円 中学校費 342人 33,386,115円 中学校費 1人 84,758円 小学校費 115人 3,707,370円 中学校費 78人 3,306,148円
2 1 9	託児ボランティアサークルの活用	託児ボランティアサークルを活用し、子育て中の親が学習会等に気軽に参加できるよう努めます。	児童課	「子どもを預けることができ安心して参加することができます」などの声をいたしました。	☆就学困難な児童生徒の保護者や特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減に繋がった。 子育て支援センターの行事やファミリー・サポート・センターの提供会員講習会等において、託児ボランティアサークルを活用したことで、子育て中の親が安心して各種行事・講習会に参加することができた。 【参加者の声】
2 1 10	放課後子ども教室の充実	小学生を対象に、放課後及び週末にスポーツ・文化活動等の体験や異学年・地域住民との交流を実施し、教室数を増やすとともに、内容の充実を図ります。	生涯学習課	「子どもを預けることができ安心して参加することができます」などの声をいたしました。	自治会や地域のボランティアと協力し、子どもたちが地域社会の中で健やかに育まれる居場所づくりを推進した。 【実施状況・効果】 ・7小学校区6教室（勝岡、広幡、大洲、栗梨、西益津、高洲、高洲南） ・開催回数：158回 ・参加者数：延べ2,501人 ☆地域の方々の協力を得て子どもたちに様々な体験の機会を提供することができた。
2 1 11	しづおか子育て優待カード事業の推進	地域、企業、行政が一体となつて、子育て家庭を地域全体で支える機運を高めるため、協賛店舗の拡大に努めます。	児童課	市内に広く事業を周知するため、市のホームページ等でPRを実施した。	市内協賛店舗数：253店舗 【実施状況・効果】 ☆子育て世帯の経済的負担の軽減に繋がっている。
2 1 12	あかちゃん駅の効果的な情報発信と設置促進	乳児を持つ家庭が気兼ねなく外出できるよう、授乳・おむつ替えができるスペース「あかちゃん駅」の効果的な情報発信と設置促進を図ります。	児童課	あかちゃん駅設置促進事業費補助金（3/4補助率、上限375千円）の制度は令和元年度で終了した。令和2年度末現在のあかちゃん駅設置数は全体で66か所となった。 令和2年度には、子育て支援サイト・アプリ「ママフレency」にあかちゃん駅のコンテンツ機能を追加しPRしている。子育て世代にとつて外出しやすい環境づくりに寄与している。	

個別事業の進捗状況

節番 基本 施設	No.	事業名	内容	担当課	R2年度末時点での進捗（実施）状況
2 1 13	多子世帯の子育て応援事業の推進	多子世帯（中学生以下の子どもが3人以上いる世帯）に対し、社会教育・体育施設の利用料減免及び、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。	児童課	多子世帯に子育て応援バースポートを発行し、社会教育・体育施設の利用料減免及び、指定管理者に対して減免した利用料の補填を行った。 【実施状況】 バースポート発行件数：990件 延べ利用件数：4,407件 延べ利用人数：15,207人 減免額：5,449,000円	18歳以下の子がいる世帯（妊娠中を含む）を対象に新築住宅、新築マンションの取得費用、引越し費用について助成。補助率1/2。 取得事業上限：市外50万、市内償算30万（市内は賃貸居住者のみ対象）。 移転事業上限：市外50万（市外転入のみ対象）
2 1 14	子育てファミリーの移住促進	市外及び市内の賃住宅から市の戸建て住宅、マンションに移住する子育て世帯に対し、住宅の取得費用や移転費用の一部を助成し、子育て世帯の居住について支援します。	空き家対策室	令和元年度実績 令和元年度実績 ※ 1世帯で取得、移転を両方申請していても1件としてカウント	【実施状況】 295件（世帯人口1,047人のうち18歳以下467人） 【子どもの発達状況や保護者の状況に合わせた個別相談を実施。】
38	個別相談指導の充実	育児に対する不安を解消し、育児支援するための「健康相談」「食生活相談」「電話相談」等、相談体制の充実を図ります。	健康新進課	【実施状況・効果】 健康相談 延べ4,580人 電話相談 延べ883人 運動発達相談 延べ38人 食生活相談 延べ824人 ☆必要な支援に繋げることができた。 【保護者からの声】 「子どもの発育や発達が気になっていたが、対応の仕方を相談できてよかったです」等の声をいただいた。	《再掲：1-VI-1 参照》
2 1 16	こども食堂の推進（再掲）	「こども食堂」実施団体に対して事業費用を助成し、地域で子どもを支える仕組みを構築します。	子ども家庭課	子育てサポーター認定制度に向け、令和2年度より、祖父母等の育儿参画を促進する取組として、「ふじ元だ孫育て応援プロジェクト事業」を実施。	子育てサポーター認定制度の創設に向け、令和2年度より、祖父母等の育儿参画を促進する取組として、「ふじ元だ孫育て応援プロジェクト事業」を実施。
2 1 17	子育てサポート認定制度の創設	アクティブラシニアを中心とした子育てサポートー認定制度を創設し、子育て支援の充実を図ります。	児童課	【実施状況・効果】 読者アンケートの結果、「ためになった」が94.2%で「知りたい情報を知ることができた」が99.0%であった。また、「不安軽減・解消」や「祖父母に伝えたい」「実践してみたい」といった意見も95%以上であったことから効果は高い。	【実施状況・効果】 読者アンケートの結果、「ためになった」が94.2%で「知りたい情報を知ることができた」が99.0%であった。また、「不安軽減・解消」や「祖父母に伝えたい」「実践してみたい」といった意見も95%以上であったことから効果は高い。

個別事業の進捗状況

事業 種類	事業 No.	事業名	内容	担当課	R2年度末時点での進捗（実施）状況
2 II 1	育児センター派遣事業による育児支援	育児センター（保育士）が、出産後間もない時期（概ね1年程度）の乳児をもつ家庭を訪問し、育児相談や子育てに関する情報提供等、母親が安心して子育てができるように育児支援を行います。	育児センター（保育士）が、出産後間もない時期（概ね1年程度）の乳児をもつ家庭を訪問し、育児相談や子育てに関する情報提供等、母親が安心して子育てができるように育児支援を行います。	児童課	<p>利用者176人に対し、1,936回（2,166時間）の訪問育児支援を実施し、併せて育児相談への対応（情報提供）も行った。また、保健センター、子育て支援センターと連携し、本サポート期間終了後の子育て支援に繋がった。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>母子手帳交付時の申請等、保健師との連携により、産後早い段階から訪問支援を実施し、子育て中の母親の心の支えにも繋がった。コロナ禍で里帰り出産を控えた家庭も多く、利用者は令和元年度と比較し増加した。</p> <p>【利用者の声】</p> <p>「引っ越してきたばかりでやり合いかない中での出産だったので、サポートセンターさんが来て助かって」「初めて育児サポートを利用したが、教えてもらうことで不安を解消できた」という声をいただいた。</p>
2 II 2	養育支援訪問事業による育児支援	妊娠期から出産後概ね1年以内で、育児不安等により特に継続的支援を必要とする家庭に対し、訪問による養育の支援を行い、養育者の育児不安等の軽減を図ります。	妊娠期から出産後概ね1年以内で、育児不安等により特に継続的支援を必要とする家庭に対し、訪問による養育の支援を行い、養育者の育児不安等の軽減を図ります。	子ども家庭課	<p>虐待やそのリスクを抱え、特に支援を必要とする概ね1歳未満から就園前までの子を持つ養育者に対して、家庭を訪問し、安心して子育てができるよう相談等の養育支援を行った。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>訪問回数：1,270回 利用者数：63人</p> <p>☆養育支援員が支援に入る事により、育児不安等の軽減に繋がっている。</p>
2 II 3	乳児家庭全戸訪問事業による育児支援	○生後4か月までの乳児をもつすべての家庭を訪問し、子どもの発育の確認や育児に関する相談や指導、必要なサービスの情報提供を行います。 ○親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言、支援が必要な家庭に対しては適切な支援を行い、母子保健における指導・育児支援をします。	○生後4か月までの乳児をもつすべての家庭を訪問し、子どもの発育の確認や育児に関する相談や指導、必要なサービスの情報提供を行います。 ○親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言、支援が必要な家庭に対しては適切な支援を行い、母子保健における指導・育児支援をします。	健康推進課	<p>生後4か月までの乳児をもつ家庭を訪問し、子どもの発育の確認や育児に関する相談や指導、必要なサービスの情報提供を行った。生後4か月まで入院していた乳児に対しては、退院後に家庭訪問を実施し、さまざまな子育てに関する相談を受けた。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>訪問者数：879人 実施率100%</p> <p>☆保護者の子育て不安の軽減に繋がっている。</p>

個別事業の進捗状況

R2年度末時点での進歩（実施）状況			
基本 施策 節 番	事業名	内容	担当課
2 III 1	生活支援の促進 (再掲)	<p>○ひとり親家庭等の生活の安定化</p> <p>自立の促進を助け、子どもの心身ともに健やかな成長に寄与するため、「児童扶養手当」を支給します。</p> <p>○ひとり親家庭等の経済的支援を目的に、「母子家庭等医療費」として、医療を受けるのに必要な費用の一部を助成します。</p> <p>○生活困窮者に対する住居確保保付金や家計相談支援事業を実施します。</p>	<p>子ども家庭課 自立支援課</p> <p>《再掲：1-VI-2 参照》</p>
40 2 III 2	就労支援の促進 (再掲)	<p>○子ども家庭課内にひとり親家庭の相談を専門とする家庭児童相談員を配置し、手当等の援助制度をはじめ養育費、就労支援等に対応します。</p> <p>○離婚の際の養育費取り決めに関する事前相談の普及に取り組みます。</p> <p>○自立相談支援事業（自立プラン作成等）を活用し、包括的な相談支援を実施します。</p>	<p>子ども家庭課 産業政策課 自立支援課</p> <p>《再掲：1-VI-3 参照》</p>

個別事業の進捗状況

基本 節 基本 施設	No.	事業名	内容	担当課	R2年度末時点での進捗(実施)状況
2 III 3	相談体制の充実 (再掲)	○子ども家庭課内にひとり親家庭の相談を専門とする家庭児童相談員を配置し、手当等の援助制度をはじめ養育費、就労支援等に対応します。 ○離婚の際の養育費取り決めに関する事前相談の普及に取り組みます。 ○自立相談支援事業（自立プラン作成等）を活用し、包括的な相談支援を実施します。	子ども家庭課 自立支援課	《再掲：1-VI-4 参照》	
2 III 4 41	母子生活支援施設への措置 (再掲)	暴力を受けた母子家庭の自立に向けて、各制度の周知、心のケア・サポートの実施等、きめ細やかな支援をするため、母子生活支援施設への措置を行います。	子ども家庭課	《再掲：1-VI-5 参照》	労働者の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るため、高校や大学における入学資金、在学資金として融資を行つた。 【実施状況、効果】 融資：25件 ☆経済的負担の軽減に繋がつてゐる。
2 III 5	勤労者教育資金貸付制度の実施	本市に居住する勤労者又はその子弟が大学等に進学、または在学するための「勤労者教育資金貸付制度」を行います。	産業政策課		
2 III 6	就学への支援 (再掲)	○経済的な理由で高等学校や大学等への就学を断念しないよう、各種助成制度の周知に努めます。 ○生活保護世帯の子どもの中退防止に取り組みます。 ○ひとり親家庭等で小学校に入学する児童のランドセル及び学校指定用品の購入費用の助成と入学支援金の支給を行います。	教育政策課 自立支援課 子ども家庭課	《再掲：1-VI-6 参照》	

個別事業の進捗状況

R2年度末時点での進捗（実施）状況			
基本 節 数	事業 名	内 容	担当課
2 III 7	母子父子寡婦福祉資金の貸付相談・受付（再掲）	県が実施する、ひとり親家庭や寡婦等を対象にした「母子父子寡婦福祉資金」の貸付相談、受付を行います。	子ども家庭課 《再掲：1-VI-7参照》
2 III 8	子ども育成支援事業の実施（再掲）	生活困窮やひとり親家庭等で養育が十分でない子どもに対し、食事や学習等ができる居場所を提供し、大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な成長と自立を支援します。	子ども家庭課 《再掲：1-VI-8参照》
2 III 9	こども食堂の推進（再掲）	「こども食堂」実施団体に対して事業費用を助成し、地域で子どもを支える仕組みを構築します。	子ども家庭課 《再掲：1-VI-1参照》
42 2 IV 1	子育て世代の交流の場の提供	親同士が情報交換できる場を提供し、仲間づくりを促進します。	生涯学習課 【実施状況・効果】 開催回数：48回（保護者の学習会36回・親子参加の学習会12回） 参加者数：延べ900人 ☆親同士のネットワークを作ることで、子育てにかかわる情報を共有し、子育ての不安を軽減することができた。 要保護児童やDV被害の防止及び早期発見、早期対応、並びに支援するため、藤枝市要保護児童対策地域協議会議（児童虐待・DV部会、児童生徒指導支援部会、発達支援部会）や個別ケース検討会議により情報の共有及び問題解決に向けた協議を行い実務体制の充実を図った。 【実施状況・効果】 ○児童虐待・DV部会：10回 ☆児童虐待・DVケース及び特定妊婦・要支援児ケースについて経過報告・支援方針等の検討と情報共有に繋がっている。 ○児童生徒指導支援部会：8回 ☆生徒指導案件について関係各課や児童相談所、警察等と情報共有することにより、より良い方向性を探ることができた。 ○発達支援部会開催：4回 ☆藤枝型発達支援システム構築のための行動計画の進行管理、第2期藤枝型発達支援システム行動計画の策定等を実施することができた。
2 IV 2	藤枝市要保護児童対策地域協議会の運営及び調整	「藤枝市要保護児童対策地域協議会」にて、子どもの保健福祉に関する実務体制の充実を図ります。	子ども家庭課

個別事業の進捗状況

基本 筋	No.	事業名	内容	担当課	R2年度末時点での進捗（実施）状況
2 IV 3	子育てサローンへの支援	各地域で子育て中の親子を支えるため、親同士、子ども同士がふれあえる場として、子育てサロンの推進に努めます。	福祉政策課	【実施状況・効果】 ☆核家族が多く、子育てについて相談できる場が少ない中、この取組により親同士やボランティアと話をする機会が生まれ、親の悩みの解決や親子の心の安定に繋がった。	
2 IV 4	世代間交流の推進	生涯学習センターや各地区交流センターのふれあいまつり等を開催します。	協働政策課	新型コロナウイルスの影響により中止。	
2 IV 5	非行防止活動等ネットワークづくり	地区補導員による街頭補導の実施や、青少年問題協議会、青少年健全育成推進会議、スクールサポーターとの連携による非行防止啓発活動の推進及び青少年相談を行います。	生涯学習課	【実施状況・効果】 地区補導員：212人 補導活動：176回 延べ：1,013人 青バト巡回：延べ263台 善行賞表彰：14件・45名 ☆コロナ禍で参集型の活動に支障はあつたものの、三密にならざるに可能な活動（例：青バト巡回）を継続し、青少年の健全育成と非行防止に向けた意識の醸成を図ることができた。また、児童生徒の善行の記録誌「思いやりありがとう」は好評であるという運営を受けた。	
2 IV 6	子育てコンシエルジユによる情報発信	幼稚園、保育所、認定こども園、地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談、助言を行います。	児童課	通常で保育に関する総合相談員2名を配置し、2,321件の相談を受け、子育て世代に情報を提供した。 【実施状況・効果】 ☆保育所等への入園に対するアドバイス等を行うことで、保護者の保育制度の理解度の向上と不安軽減に繋がっている。 【市民の声】 「自分の家庭の状況に合ったアドバイスを聞けて良かった」等の声を頂いた。	
2 IV 7	こども食堂の推進（再掲）	「こども食堂」実施団体に対して事業費用を助成し、地域で子どもを支える仕組みを構築します。	子ども家庭課	《再掲：1-VI-1参照》	
2 V 1	子育てに関する意識啓発の推進	男女共同参画による地域全体で子育てを支える意識の啓発を進めます。	男女共同参画・多文化共生課	父親の家事・育儿参画支援を目的とした「ふじえだイクメン講座」や市内65人の地区推進員が地域で啓発事業を実施する男女共同参画地区推進員事業を行った。 【実施状況・効果】 ☆地域で子育てを支えるという意識の啓発に繋がっている。	

個別事業の進捗状況

基本 節 基 本 施 策	No.	事業名	内容	担当課	R2年度末時点での進捗（実施）状況
2 V 2	結婚し、子どもを生み、育てるこの意義に関する教育・広報・啓発	男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み、育てるこの意義に関する教育・広報・啓発を行います。	男女共同 参画・多文化 共生課	①ママ講座として、市民団体との協働により「ふじえだイクメン養成講座」を実施。 ・絵本読み聞かせ講座 親子 6組参加 ・親子遊びや体力づくりを学ぶ講座（第1弾） 親子19組参加 ・親子遊びや体力づくりを学ぶ講座（第2弾） 親子11組参加 ②ふれあい体験事業の実施（中学生を対象に出前講座の実施） ・中学生ふれあい出前講座 4校実施 【参加者からの声】 「子育てに対する知識や理解を深める良い機会となつた」との声をいただいた。	①ママ講座として、市民団体との協働により「ふじえだイクメン養成講座」を実施。 ・絵本読み聞かせ講座 親子 6組参加 ・親子遊びや体力づくりを学ぶ講座（第1弾） 親子19組参加 ・親子遊びや体力づくりを学ぶ講座（第2弾） 親子11組参加 ②ふれあい体験事業の実施（中学生を対象に出前講座の実施） ・中学生ふれあい出前講座 4校実施 【参加者からの声】 「子育てに対する知識や理解を深める良い機会となつた」との声をいただいた。
2 V 3	男女共同参画の推進	○市内の地区ごとに「男女共同参画地区推進員」を置き、地域社会から男女共同参画を学び、男女共同参画づくりを進めます。 ○男女共同参画を啓発するため、「男女共同参画推進センター」を運営します。	男女共同 参画・多文化 共生課	①男女共同参画地区推進員事業 65人の地区推進員が各地区で講演会の開催やふれあいまつりでの啓発、たよりの発行等の啓発事業を実施した。また、全地区的活動を「事業報告書」にまとめたほか、地区の活動を男女共同参画社会づくり啓発誌「Runらんらん」で紹介し、活動の啓発を図った。 ②男女共同参画推進センター「ぱりて」 ぱりて市民大学（年2回）、ぱりて講座（年3回）、ぱりて健康長寿講座（年5回）等、男女共同参画推進センター各種事業の活動を支援した。 【参加者からの声】 「男女共同参画について考える機会となつた」、「性別に関わらず家事や育児もともに取り組むという意識につながつた」との声をいただいた。	①男女共同参画地区推進員事業 65人の地区推進員が各地区で講演会の開催やふれあいまつりでの啓発、たよりの発行等の啓発事業を実施した。また、全地区的活動を「事業報告書」にまとめたほか、地区の活動を男女共同参画社会づくり啓発誌「Runらんらん」で紹介し、活動の啓発を図った。 ②男女共同参画推進センター「ぱりて」 ぱりて市民大学（年2回）、ぱりて講座（年3回）、ぱりて健康長寿講座（年5回）等、男女共同参画推進センター各種事業の活動を支援した。 【参加者からの声】 「男女共同参画について考える機会となつた」、「性別に関わらず家事や育児もともに取り組むという意識につながつた」との声をいただいた。

個別事業の進捗状況

基本 節	No.	事業名	内容	担当課	R2年度末時点での進捗(実施)状況
2 VI 1		子ども家庭総合支援拠点事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○要支援及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、児童相談所の指導措置受託指導）を行います。 ○関係機関との連絡調整（要保護児童対策地域協議会調整機関を兼務し、支援の一體性・連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働体制を促進）を行います。 ○その他の必要な支援（一時保護又は措置解除後の在宅生活の継続支援等）を行います。 ○保護者や大人が子どもの権利に対する理解を深めるため、家庭、学校、地域において子どもの人権について広く意識啓発に努めます。 	子ども家庭課	<p>要保護児童の虐待又は主要取扱い実績（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）を行います。</p> <p>○要支援及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、児童相談所の指導措置受託指導）を開催した。また、H29年4月より要保護児童対策調整指揮・関係機関等の連携強化を図った。</p> <p>虐待の防止及び早期発見、早期対応ならびに支援するために、藤枝市要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議、個別ケース検討会議）を開催した。（国が定める研修受講が必要）1名を置き、関係機関等の連携強化を図った。</p> <p>子どもの権利に関する理解を深めるため、児童虐待防止月間（11/1～30および女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～25）において、家庭、学校、地域において子どもの人権についての啓発活動を行った。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横断幕 2枚（田沼歩道橋・駿河台歩道橋）装着 ・ダブルリボンバッヂを購入し配布・着用 ・児童虐待・DV撲滅防止キャンペーンの啓発用品（橙と紫色の蛍光ペンセット）を市立中学校3年生に配布 <p>☆子どもの人権について考える機会となつている。</p>
2 VI 2		要保護児童対策地域協議会の運営及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童やDV被害の防止及び早期発見、早期対応、並びに支援するため、藤枝市要保護児童対策地域協議会による実務者会議（児童虐待・DV部会、児童生徒指導支援部会、児童支援部会）や個別ケース検討会議により情報の共有及び問題解決に向けた協議を行い実務体制の充実を図った。 ○児童虐待・DV部会：10回 ☆児童虐待・DVケース及び特定妊婦・要支援児ケースについて経過報告・支援方針等の検討と情報共有に繋がっている。 ○児童生徒指導支援部会：8回 ☆生徒指導案件について関係各課や児童相談所、警察等と情報共有することにより、より良い方向性を探ることができた。 ○派遣支援部会開催：4回 ☆藤枝型派遣支援システム構築のための行動計画の進行管理、第2期藤枝型派遣支援システム行動計画の策定等を実施することができた。 	子ども家庭課	<p>要保護児童やDV被害の防止及び早期発見、早期対応、並びに支援するため、藤枝市要保護児童対策地域協議会による実務者会議（児童虐待・DV部会、児童生徒指導支援部会、児童支援部会）や個別ケース検討会議により情報の共有及び問題解決に向けた協議を行い実務体制の充実を図った。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待・DV部会：10回 ☆児童虐待・DVケース及び特定妊婦・要支援児ケースについて経過報告・支援方針等の検討と情報共有に繋がっている。 ○児童生徒指導支援部会：8回 ☆生徒指導案件について関係各課や児童相談所、警察等と情報共有することにより、より良い方向性を探ることができた。 ○派遣支援部会開催：4回 ☆藤枝型派遣支援システム構築のための行動計画の進行管理、第2期藤枝型派遣支援システム行動計画の策定等を実施することができた。
2 VI 2		45			

個別事業の進捗状況

R2年度末時点での進捗（実施）状況			
基本 節 数	事業名	内容	担当課
2 VI 3	養育支援訪問事業による育児支援（再掲）	妊娠期から出産後概ね1年以内で、育児不安等により特に継続的に支援を必要とする家庭に対し、訪問による養育の支援を行い、養育者の育児不安等の軽減を図ります。	子ども家庭課 《再掲：2-II-2参考》
2 VI 4	子育て短期支援事業の実施	児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育または保護を行います。	子ども家庭課 【実施状況・効果】 一時保護した児童数：0人/年（0日/年） ☆虐待予防対策としての効果も高い。
2 VI 5 46	子ども育成支援事業の実施（再掲）	生活困窮やひとり親家庭等で養育が十分でない子どもに対し、食事や学習等ができる居場所を提供し、大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な成長と自立を支援します。	子ども家庭課 《再掲：1-VI-8参考》
2 VI 6 46	産婦・乳幼児健康診査等における育児支援体制の充実	○産後2週間と産後1か月の出産後間もない時期の産婦に対し、医療機関等で産婦健康診査を行います。 ○生後4か月までの乳児に対する全戸訪問により、母親の産後うつ病スクリーニングを行います。 ○「6か月見すこやか相談」「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」の面接の場を活用します。 ○育児不安や育児困難感のある親に対し、教室や訪問等で継続的に支援します。	健康推進課 【実施状況・効果】 ☆産後うつ病の早期発見と支援の充実に繋がっている。

個別事業の進捗状況

基本 筋	No.	事業名	内容	担当課	R2年度末時点での進捗（実施）状況
2 VII 1		結婚し、子どもを生み、育てることの意義にに関する教育・広報・啓発（再掲）	男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み、育てることの意義に関する教育・広報・啓発を行います。	男女共同参画・多文化共生課	男女共同参画・多文化共生課 《再掲：2-V-2参照》
2 VII 2		男女共同参画の推進（再掲）	○市内の地区ごとに「男女共同参画地区推進員」を置き、地域社会から男女共同参画を学び、男女共同の地域づくりを進めます。 ○男女共同参画を啓発するため、「男女共同参画推進センター」を開設します。	男女共同参画・多文化共生課	男女共同参画・多文化共生課 《再掲：2-V-3参照》
2 VII 3		乳幼児とのふれあい体験学習等の推進	○保育実習や職場体験による中・高校生の保育体験を推進します。 ○小・中学生を対象に、学校等と連携し、子育てについて理解を深める講座や、父親の家庭教育を考える集いを開催します。	教育政策課	キヤリア教育の観点から、生徒本人の希望により、中学校毎に保育園・幼稚園等での職場体験研修を実施した。また、特別活動として近隣幼稚園等との交流を実施した。 【参加者からの声】 「自身の将来観や職業観を考える良い機会となった」との声をいただいた。
2 VII 4		家庭教育に関する講座の推進	市内全小学校において、学習会（子育て講話、親子体験、読書講座等）や学級長会を開催します。	生涯学習課	市内小学校(16校)で家庭教育学級を開設し、691人の学級生が学習会に参加した。 【実施状況・効果】 親同士のネットワークを作ることで、子育てにかかわる情報を共有し、子育ての不安を軽減することができた。
3 I 1		待機児童ゼロの推進	保育の量の見込みに対する確保方策として、幼稚園の認定こども園化等に取り組み、保育定員の拡大に努めます。	児童課	令和2年度は、葉梨幼稚園の認定こども園100人分の拡大を図ったことで、令和3年4月1日時点における保育所待機児童はゼロを維持した。 【実施状況・効果】 ・葉梨幼稚園の認定こども園化（令和3年4月開園） 保育定員90人増 ・いなばこども園認可定員改定 保育定員15人増 ・キッズルーム・リトルハッピー施設類型変更（事業所内から小規模A型へ変更） 保育定員5人減

個別事業の進捗状況

基本 施設 節	No.	事業名	内容	担当 課	R2年度末時点での進捗（実施）状況
3 1 2	保育士の確保	○保育士の待遇改善を図りながら、国や県、近隣の大学等と連携し、保育士の確保に努めます。 ○保育士・幼稚園教諭専門の「人財バンク「en job ふじえだ」」の事業を推進し、保育士等の人材の確保に努め、保育所等への就労につなげます。 ○保育士等の資格を持たない保育補助者を雇用する保育所等に対し支援し定職につなげます。 ○「保育士・幼稚園教諭の働きやすい職場づくりのための手引書」を活用し、保育士等の働く環境の向上を図ります。	児童課	○平成30年4月に開設した保育士・幼稚園の人財バンク「en jobふじえだ」により、潜在保育士等へ市内の園の求人情報の提供を効果的に行つた。 【実施状況・効果】 R2雇用実績：6人、人財バンク登録者数：144人 年間求人件数：42人（令和3年3月末現在） ○民間保育所等に対して、保育補助者を雇用する費用の一部を補助したことで、資格取得を促し定職に繋げられるよう誘導するとともに保育士の負担軽減にもつながった。 【実施状況・効果】 制度活用施設数：3園（H30） 4園（R1） 8園（R2） ○平成30年度と令和元年度に作成した「保育士・幼稚園教諭の働きやすい職場づくりのための手引書」を全園に配布することも、手引書は、Web版手引書「nanoty（ナノティ）」で随時公開している。	48
3 1 3	私立幼稚園 2歳児保育 の推進	2歳からの保育ニーズに対応するため、私立幼稚園での2歳児保育を推進し、必要な財政支援を行います。	児童課	保護者の仕事と育児の両立を支援し、幼児の健全育成を図るため、保育を必要とする2歳児の定期的受入れを実施する市内幼稚園に対し、補助金を交付し、新たな待機児童対策を実施した。 【実施状況】 実施園：藤枝順心高等学校附属幼稚園 実利用人数：34名 延べ利用人数：2,392名 上記施設に4,150千円の補助金を交付した。	H30年4月に開設した企業主導型保育事業所（下当間地内）に対して、保育所の施設整備に要する経費の一部を補助した。 本事業所は、国（公益財団法人児童育成協会）の承認を受けなければならぬが、令和元年度は新規募集が無かつた。令和2年度より募集が始まり、相談や問合せはあつたが、開設までには至らなかつた。 【実施状況】 設置者：松葉倉庫株 園名：まつの実 構造：鉄骨造2階建 211.84m ² （延面積） 定員：15名
3 1 4	企業主導型 保育の推進	企業が自主的に取り組む保育所設置事業に対して、開設を支援します。	児童課		

個別事業の進捗状況

事業 本 節	No.	事業名	内容	担当課	R2年度末時点での進捗（実施）状況
3 I 5		保育施設の情報発信強化と安定した運営への支援	必要な改修費等を支援するとともに、施設の情報発信に努めます。	児童課	これまでの認可保育所、幼稚園、認定こども園に対する施設修繕補助制度について、令和2年度より、地域型保育事業所も対象に加え、保育所等の健全な運営を図っている。 また、小規模保育園連合会等が作成した各園を紹介するリーフレットを窓口や関係施設に配架しPRしている。
3 II 1		学校余裕教室等の活用	教育委員会等と定期的に情報交換を行い、小学校余裕教室等を活用します。	児童課	教育委員会と連携を図りながら、待機児童の発生が見込まれる小学校について、学校施設の活用について協議を行った。
3 II 2		専用施設整備の推進	小学校の余裕教室等が確保できない場合には、小学校敷地内や既存の社会資源を有効活用して、子どもが生活しやすい専用施設を計画的に整備します。	児童課	令和4年4月開所に向けて、広幡小学校の専用施設の設計業務委託を行うとともに、令和3年4月開所に向けて、高洲南小学校第2、第3児童クラブ（定員70名）の専用施設の整備を行った。
3 II 3		民間活力の活用	民間企業の参入を促し、利用ニーズに対応した受け皿の確保に努めます。	児童課	待機児童の解消を図ることとともに、民間事業者ならではのノウハウを活用した質の高い保育環境を提供するため、令和3年度から新たに創設する民設民営での放課後児童クラブ運営を行う事業者への補助制度創設に向けた事前調整や制度設計を行った。
3 II 4		規模の適正化	利用者が多い放課後児童クラブにおいて、支援の単位を分割する等、規模と指導員配置の適正化を図ります。	児童課	令和2年度は児童数70名超の児童クラブがないことから新たな支援の単位の分割を行っていない。県のガイドラインに沿った1支援の単位40人程度、最大でも70人の適正な規模での運営を実施。
3 II 5		指導員の確保と質の向上	事業の受託者等と連携し、指導員の確保と定着化に努めます。 ○専門的な研修によつて知識や技能を身につける等、指導員全体の資質向上に努めます。	児童課	令和2年度は主任指導員・補助指導員の賃金改善と賞与の導入を行うとともに、放課後児童支援員認定資格研修への参加を促した。 【実施状況・効果】 ○賃金改善 ・主任指導員：167,200円/月（R元年度）⇒167,400円/月（R2年度） 10,000円／月の主任手当 賞与導入（初年度は1.3か月分、R3以降は2か月分） 賞与導入：960円/時間（R元年度）⇒969円/時間（R2年度） 補助指導員：賞与導入（初年度は1.3か月分、R3以降は2か月分） ○放課後児童支援員認定資格研修会参加者：18名 ○有資格者数：130名（R2年度末）

個別事業の進捗状況

R2年度末時点での進捗（実施）状況			
基本 節 番号	事業名	内容	担当課
3Ⅱ 6	地域子育て サポーター の活用	○放課後児童クラブの活動を補助する地域子育てサポーターを積極的に活用します。 ○食農・自然体験等、地域ごとに特色ある活動を進めます。	児童課
3Ⅱ 7	放課後子ども教室の充実（再掲）	小学生を対象に、放課後及び週末にスポーツ・文化活動等の体験や異学年・地域住民との交流を実施する充実を図ります。	生涯学習課
3Ⅱ 8	子ども育成支援事業の実施（再掲）	子どもが十分でない子どもに対し、食事や学習等ができる居場所を提供し、大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な成長と自立を支援します。	子ども家庭課
3Ⅲ 1	一時預かりの受け入れ態勢の充実	一時預かりを行つ部屋やスペースの確保を関係施設に働きかけます。	児童課
3Ⅲ 2	病児・病後児保育事業の推進	○保育所や医療機関等と連携し、病児・病後児保育事業を推進します。 ○必要な子どもが確実に利用できるよう施設のPRに努めます。	児童課

R2年度末時点での進捗（実施）状況

地域子育てサポーターを通じ、各クラブにおいて地域住民との交流活動を積極的に行つた。
 【実施状況】
 ☆本の読み聞かせやみかん狩り、じゃがいも掘り、座禅体験など放課後児童クラブの日常では体験できない活動の機会を創出するとともに、地域住民との交流が図れている。

放課後児童
クラブの活用

《再掲：2-1-10参照》

○放課後児童クラブの活動を補助する地域子育てサポーターを積極的に活用します。
 ○食農・自然体験等、地域ごとに特色ある活動を進めます。

小学生を対象に、放課後及び週末にスポーツ・文化活動等の体験や異学年・地域住民との交流を実施する充実を図ります。

○子どもが十分でない子どもに対し、食事や学習等ができる居場所を提供し、大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な成長と自立を支援します。

○保育所や医療機関等と連携し、病児・病後児保育事業を推進します。

○必要な子どもが確実に利用できるよう施設のPRに努めます。

地域子育てサポーターを通じ、各クラブにおいて地域住民との交流活動を積極的に行つた。

【実施状況・効果】

☆専用室で一時預かりを実施する園が7園あることで、多くのニーズに答えられている。

○病児・病後児保育事業シルバー人材センターに委託した。平成30年10月より地域型保育事業所キッズルーム・リトルハッピーに委託した。令和2年4月より小石川町クリニックに委託した。

【実施状況・効果】

○利用定員：2～3名

☆病中における安全・安心な居場所づくりと保護者の仕事と子育ての両立支援に繋がっている。

○必要な子どもが確実に利用できるよう施設のPRに努めます。

【実施状況・効果】

○利用定員：2名

☆病気からの回復期における安全・安心な居場所づくりと保護者の仕事と子育ての両立支援に繋がっている。

☆新型コロナの影響により利用者数が減少している。

個別事業の進捗状況

基本 節 基 本 施 策	事業名	内容	担当課	R2年度末時点での進捗（実施）状況
3 N 1	ワーク・ライフ・バランスを実現している企業への社会的な評価の促進	○男女共同参画や女性活躍・働き方改革の推進に積極的な市内事業所を募集し、認定を行います。 ○認定事業所の取組を広く紹介し、企業の意識高揚と就業環境づくりを進めます。	男女共同参画・多文化共生課	男女共同参画の推進に積極的な市内事業所の認定を行った。 また、認定事業所の取り組みを広く紹介して、企業の意識高揚と就業環境づくりを推進した。 【実施状況・効果】 ・新規認定：2事業所 ・更新（認定後3年を経過）：16事業所 令和2年度末：合計35事業所 ・市ホームページ、広報ふじえだ（6月5日号の特集記事）、情報誌「Ruhnランラン」に認定事業所の取組み事例と認定を受けての企業の意気込みを掲載した。 ☆企業の意識高揚と就業環境づくりの推進に繋がった。 女性活躍推進法が施行され、女性が働きやすい環境づくりなどの取り組みが求められる中、企業が女性活躍に取り組む必要性やメリットを掲載したリーフレットを作成し周知するとともに、市内事業所の女性管理職を対象としたセミナーを開催し「働き方改革」や「育児・介護と仕事の両立支援」を学び、男女共同参画への意識高揚と就業環境づくりを推進した。
3 N 2	多様な働き方の広報・啓発の充実	事業主を対象に、多様な働き方や働き方改革に関する啓発事業を行います。	男女共同参画・多文化共生課	【実施状況】 (1) 女性活躍リーフレット ・作成部数：4,000部　・配布先：藤枝商工会議所、岡部町商工会員事業所、地区交流センターなど (2) 女性管理職セミナー ・参加者：23名 【事業者からの声】 「女性が管理職として働くための心構えが分かった」「男性社員の育児取得について社内で検討したい」との声を頂いた。 静岡労働局等、関係機関からの啓発チラシやポスター等については、各地区交流センター等の公的施設に配架を行い、併せて、市内企業への情報メールマガジンにより啓発を行った。 【実施状況・効果】 ☆多様な媒体による啓発で、周知を図ることができた。
3 N 3	「育児・介護休業法」できるよう支援する法律「育儿・介護休業法」の制度の企業への啓発	労働者の仕事と育児や介護を両立する法律「育児・介護休業法」できるよう支援する法律「育儿・介護休業法」の制度の企業への啓発します。	産業政策課	

個別事業の進捗状況

節 数	基本 施設	事業名	内容	担当課	R2年度末時点での進捗（実施）状況	
3 N 4	女性の起業・創業の支援	関係機関等との連携による女性の起業・創業を支援することも、多様な働き方の推進にもつなげていきます。	創業支援室	創業希望者や創業者に、レベルや段階に合わせた支援をするため、セミナー、支援機関との連携、模擬出店イベント等を行い、先駆的な活躍事例について情報発信をした。 【実施状況・効果】 「女性のための小さな起業講座」基礎編：3回・11名（R1：4回・26名）、チャレンジ編：10回・14名（R1：8回・21名）、実践編：4回・12名（R1：3回・38名） 「ふじえだ女性ビジネスアカデミー」8回・7名（R1：8回11名） ◆女性のライフプランに合わせた支援を3段階に分けたセミナーを企画し、子育て世代を中心に起業を促した。 ◆女性の創業支援により、女性視点で地域課題を解決する提案をビジネスにつなげ、地域で活躍できるように努力した。 ◆コロナの影響で受講者が昨年度より減少したが、セミナーの内容については受講者から良い評価を受け、起業につなげる支援ができた。	創業希望者や創業者に、レベルや段階に合わせた支援をするため、セミナー、支援機関との連携、模擬出店イベント等を行い、先駆的な活躍事例について情報発信をした。 【実施状況・効果】 「女性のための小さな起業講座」基礎編：3回・11名（R1：4回・26名）、チャレンジ編：10回・14名（R1：8回・21名）、実践編：4回・12名（R1：3回・38名） 「ふじえだ女性ビジネスアカデミー」8回・7名（R1：8回11名） ◆女性の創業支援により、女性視点で地域課題を解決する提案をビジネスにつなげ、地域で活躍できるように努力した。 ◆コロナの影響で受講者が昨年度より減少したが、セミナーの内容については受講者から良い評価を受け、起業につなげる支援ができた。	
4 I 1	出産準備	妊娠に対する保健指導・相談の場の提供と事後支援体制の充実を図ります。 ○「パパママ教室」にて出産準備教育や相談の場の提供	健康推進課	母子健康手帳交付時、専従の保健師による全妊婦への保健指導を実施し、妊娠期から出産後の切れ目のない支援を行いました。安心して出産・育児に臨むための必要な知識、技術を習得する機会や仲間と交流する場として、「パパママ教室」を開催し、初めて父・母となる参加者に好評でした。 【実施状況・効果】 ・母子健康手帳交付数893人　・個別計画作成54件 ・パパママ教室（集団）全11回　・パパママ教室（個別）16回　参加者延べ263人	母子健康手帳交付時、専従の保健師による全妊婦への保健指導を実施し、妊娠期から出産後の切れ目のない支援を行いました。安心して出産・育児に臨むための必要な知識、技術を習得する機会や仲間と交流する場として、「パパママ教室」を開催し、初めて父・母となる参加者に好評でした。 【実施状況・効果】 ・母子健康手帳交付数893人　・個別計画作成54件 ・パパママ教室（集団）全11回　・パパママ教室（個別）16回　参加者延べ263人	
4 I 2	52	妊娠中の健診の推進	妊娠中の健診費用について、経済的な負担を軽減するために公費負担で行います。	健康推進課	妊娠届時に妊娠健康診査受診票（最大14回分／人）を交付し、妊娠健康診査の費用負担を軽減し、積極的に受診勧奨しました。 【実施状況・効果】 ・受診票交付枚数 延べ13,398枚 ・受診票使用件数 延べ10,511件 ・償還払い件数 延べ44件	妊娠届時に妊娠健康診査受診票（最大14回分／人）を交付し、妊娠健康診査の費用負担を軽減し、積極的に受診勧奨しました。 【実施状況・効果】 ・受診票交付枚数 延べ13,398枚 ・受診票使用件数 延べ10,511件 ・償還払い件数 延べ44件
4 I 3	52	妊娠期から産後の切れ目のない支援の充実	○専従の保健師が妊娠届出時から妊婦に対する相談を実施します。 ○安全・安心な出産を迎える支援による関係機関との連携による支援の充実を図ります。	健康推進課	専従の職員が、全妊娠婦の状況を把握して、継続的な支援が必要な妊娠婦に対する個別の支援計画を作成し、訪問や電話によるきめ細やかな支援を行ないました。 【実施状況・効果】 ・プラン作成数 54件 ・訪問、電話による支援 325件	専従の職員が、全妊娠婦の状況を把握して、継続的な支援が必要な妊娠婦に対する個別の支援計画を作成し、訪問や電話によるきめ細やかな支援を行ないました。 【実施状況・効果】 ・プラン作成数 54件 ・訪問、電話による支援 325件

個別事業の進捗状況

事業本 筋	事業名 No.	内容	担当課	R2年度末時点での進捗(実施)状況
4 1 4	不妊・不育症治療の支援体制の整備	医療保険が適用されない一般不妊治療費・特定不妊治療費（男性不妊治療含む）及び不育症の治療を受けた夫婦に対し、費用の一部を助成します。	健康推進課	不妊や不育に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費及び一般不妊治療費、不育症検査や治療費の一部を助成し、子どもを望む方への支援を行いました。 【実施状況・効果】 ・特定不妊治療（体外受精・顕微授精） 延べ189件 （男性不妊治療 再掲1件） ・一般不妊治療（人工授精） 延べ53件 ・不育症治療 延べ 3件
4 1 5	産後の支援体制の充実	産婦健診で心身のケアや育児サポートの必要な産婦を把握し、安心して子育てができるよう産後ケア事業の実施により、産後の子育て支援の体制の充実を図ります。	健康推進課	産後うつの発見と新生児虐待を予防するため、産後2週間と産後1か月の時期に産婦健診を実施しました。産婦健診の結果等により、支援が必要な母子に対して産後ケア事業を実施しました。 【実施状況・効果】 ・産婦健診 1回目：749人（76.1%） 2回目：882人（89.1%） ・産後ケア事業 延利用件数：216件（宿泊型0件 日帰り型2時間未満156件 2時間以上54件 訪問型6件） 実利用人数：134人 ☆子ども家庭課と妊産婦における情報共有を月1回開催し、関係機関と連携し母子の支援を行うことができました。
53	養育支援訪問事業による育児支援（再掲）	妊娠期から出産後期の1年以内で、育児不安等により特に継続的支持を必要とする家庭に対し、訪問による養育の支援を行い、養育者の育児不安等の軽減を図ります。	子ども家庭課	《再掲：2-II-2参考》
4 1 6	食に関する学習機会や情報提供の推進	〇「食生活相談」「ノゾマママ教室」「離乳食教室」「出前講座」等、市民を対象とした食に関する学習機会や情報提供の充実を行います。 〇乳幼児健診の機会をとらえ、集団及び必要に応じて個別に指導を行います。	健康推進課	個別の食生活相談と、妊婦とその夫を対象とした学習会を開催した。 【実施状況・効果】 食生活相談（妊産婦・乳幼児相談者） 延べ824人 ノゾマママ教室（食育講座受講者） 延べ171人 ☆食育に関する意識を高めることができました。
4 II 1	食事づくり等の体験活動の推進	藤枝市健康づくり食生活推進協議会による「親子料理教室」や、管理栄養士による「食育講座」を行います。	健康推進課	親子料理教室や食育講座を実施した。 【参加者からの声】 親子料理教室 実施なし 放課後児童クラブでの食育教室 3回 110人参加 ☆楽しみながら食について学ぶことができるという声をいただいた。
4 II 2	食事づくり等の体験活動の推進			

個別事業の進捗状況

基本 節 基 本 施 表 題	事業 名	内 容	R2年度末時点での進捗（実施）状況	
			担当課	
4 II 3	地産地消を基にした食育の推進	○学校給食食材への地場産品の活用を図ります。 ○親子料理教室では、地域の食材を積極的に取り入れることに努めます。	学校給食課	学校給食の県内産使用率は、令和2年度40.2%で、令和元年度39.1%より1.1%増加した。親子料理教室は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。
4 II 4	食物アレルギーをもつ児童・生徒への給食情報の提供	○児童・生徒に対してアレルギー調査を行います。 ○給食で使用する食材の食品成分等の情報を提供します。	学校給食課	学校へのアレルギー状況調査を7月に実施した。その結果、学校で把握しているアレルギーを持つ児童は352人、生徒は177人、合計529人だった。児童・生徒や保護者が食物アレルギーを知るよう、給食献立表にアレルギー欄を設け、デパートとともにホームページに掲載するようにした。また、食材もアレルギー対応の物を使用し、保護者の代替食が少なくなるよう努めた。また、マニュアルを改訂し、アレルギーを見て児童生徒の対応について基準を明確化した。 【実施状況・効果】 ☆アレルギーを持つ児童・生徒の保護者は、献立表やホームページを見て子どもに必要な代替え食を用意することができますよになりました。 【学校からの声】 「アレルギー物質の表示がわかりやすく、指導しやすくなった」との声をいただいた。
4 II 5	食物アレルギーに関する知識の向上	保健所や放課後児童クラブ等で食事の提供に係る職員に対して、食物アレルギーに関する知識向上のための情報提供や研修会を開催します。	児童課	毎月開催の献立会議にて、認可保育所及び認定こども園の給食職員に対して、食物アレルギーに関する情報提供をした。 【実施状況・効果】 ☆アレルギーについての情報を共有することで、安全な給食の提供につながっている。
4 II 6	体力づくりの視点に立った指導	体力、運動能力調査の結果を踏まえ、各校において児童・生徒のバランスのとれた体力づくりの視点に立った指導を進めます。	教育政策課	バランスのとれた体力の向上や発達段階に応じた基礎体力づくりのため、ふじえだ型体づくりメニュープログラムを体育授業の準備運動などで積極的に活用した。 【指導者からの声】 単純だが意味のある動きを続けることで、一定以上に心拍数を高め、動きの素地となる感覚づくりを通して体の動きを良くし、発達段階に応じたバランスのとれた基礎体力をつけられる指導として活用されている。
4 II 7	認定こども園等の園庭芝生化の促進	認定こども園等の園庭の芝生化を促進します。	児童課	これまでに、こばとこども園や駿河台こども園、せとやこども園、岡部聖母幼稚園などが園庭の芝生化に取り組んでいる。令和2年4月に開園した志太こども園が新たに芝生化に取り組んだ。 園庭の健全な成長が促され、園庭の高温化防止や砂じん対策にもつながっている。

個別事業の進捗状況

事業本 筋	事業番 号	事業名	内容	担当課	R2年度末時点での進捗(実施)状況
4 II 8	子育て世代 向けの運動・ 健健康イ ベントの開 催	子どもたちの運動・遊びの機会の充 実を図り、体づくりの大切さを親子で学ぶことを目的に、子育て世代をメインとした子どもたちづ くりフェスティを開催した。 ・姿勢の確認、基本運動、相談コーナーなど 【実施状況・効果】 ①7月12日【30組】②11月15日【30組】 ☆正しい知識を身に付けて、楽しくスポーツに親しんでもらうきっかけができた。	スポーツ振興課		
4 II 9	メディアモ ラルの推進	子育て世代に対し、スマート フォンを安全かつ安心に利用して もらうためのメディアモラルを推 進します。	生涯学習課	【実施状況・効果】 実施回数：1回 参加者数：28人 ☆新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施を希望する園が少なかった。	
5 III 1	乳児家庭全 戸訪問事業 (こにちは赤ちゃん 事業)による 育児支援 (再掲)	○生後4か月までの乳児をもつす べての家庭を訪問し、子どもの発 育の確認や育児に関する相談や指 導、必要なサービスの情報提供を 行います。 ○親子の心身の状況や養育環境等 の把握や助言、支援が必要な家庭 に対しては適切な支援を行い、母 子保健における指導・育児支援を します。	健康推進課	《再掲：2-II-3参照》	家庭訪問や相談の場面で健診を勧めることで、高い受診率となつた。 【実施状況・効果】
4 III 2	乳児健康診 査・相談の 充実	○委託医療機関による「新生児健 康検査」「4か月・10か月児健 康検査」の推奨と事後支援に努め ます。 ○「6か月児すこやか相談」にて 発育・運動発達の確認、生活・栄 養指導、育児相談体制の充実を図 ります。	健康推進課	4か月健診 10か月健診 6か月相談 ☆健診の結果、適正な受診や保健指導に繋げることができた。 【保護者からの声】 「育児や離乳食の相談や赤ちゃん体操を教えてもらつてよかったです」「子どもの発育について確認できた」等の声を頂いた。	

個別事業の進捗状況

基本 節	事業名	内容	担当課	R2年度末時点での進捗（実施）状況				
				実施状況	対象者数	受診者数		
4 III 3	児童健康診査の充実	○「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」にて、心身の発育への支援、疾患の早期発見、治療、療育支援につなげ、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養、育儿相談体制の充実を図ります。 ○未受診者に対しては訪問指導などで発達や育儿状況を確認し、必要に応じて継続支援につなげます。	健康推進課	該当	1歳6か月健診 3歳児健診	1,033人 1,129人	1,043人 1,140人	101.0% 101.0%
4 III 4	事故予防等の啓発	「6か月児すこやか相談」の場を活用し、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故予防について啓発します。	健康推進課	6か月児すこやか相談：36回/年 ☆子どもの発達に合わせた啓発を行い、事故予防に繋げた。 【保護者からの声】 「育児や子どもの食事、母親自身の体調について相談できてよかったです」等の声をいただいた。	「6か月児すこやか相談」にて、事故予防等のための啓発を行った。 【実施状況・効果】			
4 III 5	相談指導体制の充実	○育児や発達の相談をした際、保健師が支援する「健康相談」、運動発達面で気になる子どもとのその保護者に対して理学療法士等が行う「運動発達相談」、管理栄養士による食生活に関する「食生活相談」といった相談体制の充実を図ります。	健康推進課	保健相談 運動発達相談 ☆必要な支援に繋げることができた。 【保護者からの声】 「子どもの発育や発達が気になっていたが、対応の仕方を相談できよかったです。」等の声をいただいた。	子どもの発達状況や保護者の状況に合わせた個別相談を実施。 【実施状況・効果】			
4 III 6	予防接種に関する助言や情報提供の推進	疾病的発生予防及び蔓延防止を目的に、予防接種に関する情報提供と、子どもたちの体质や体調等に合わせて適切な時期に接種することを勧奨します。	健康推進課	訪問、相談、健診等様々な場面で接種勧奨を行った。 【実施状況・効果】 子どもの予防接種 接種率 101.9% ☆接種率の向上に繋がっている。	【実施状況】			

個別事業の進捗状況

R2年度末時点での進歩（実施）状況			
基本 筋 基 本 方 針 指 導 策	事業名	内容	担当課
4 IV 1	小児医療に 係る関係機 関との連携	<p>○子どもがいつでも適切な医療 が受けられるよう「小児救急医療 電話（#8000）」等の啓発を行 うとともに、志太・榛原地域救急 医療センターや休日当番医制度に より、地域の初期救急医療体制の 維持に努めます。</p> <p>○志太榛原医療圏の自治体と4医 師会、公立病院等の連携を推進 し、安定した医療体制を進めま す。</p>	母子手帳交付時、訪問、相談、健診等で小児救急電話（#8000）の啓発を行った。 【実施状況・効果】 ☆電話で相談できるという安心感が、保護者の子育て不安の軽減にも繋がっている。
4 IV 2	小児医療受 診に対する 経済的支援 (再掲)	<p>○18歳までの子どもを対象に、 疾病の慢性化の予防と保護者の経 済的負担の軽減を図るため、「こ ども医療費助成事業」を行いま す。</p> <p>○「育成医療給付」により、身体 に障害のある18歳未満の児童を 対象に必要な医療給付を行い、經 済的負担の軽減を図ります。</p>	子ども家庭課 自立支援課 《再掲：1-VI-9参照》
4 IV 3	未熟児養育 医療における 経済的負 担の軽減	未熟児の健康の保持及び増進を図 ることを目的として、医師が入院 を必要と認めたものに対し、「未 熟児養育医療給付」を行います。	子ども家庭課 【実施状況・効果】 受給資格者数：42人 ☆未熟児の健康の保持及び増進、並びに保護者の経済的負担の軽減に繋がっている。

基本施策別事業評価

担当課	児童課
分野	1 子どもの健やかな育ちの確保
基本施策	I 発達の段階に応じた幼児期の教育・保育の充実
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。 ・発達の段階に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い幼児期の教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな成長のための環境の整備が必要です。
計画策定時の施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園や保育所、認定こども園の施設間連携を図るとともに、それぞれの特色を出せるよう各園へ財政支援します。 ・子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案して給付します。
R2年度時点の評価及び今後の方向性	<p>預かり保育や0～2歳児を対象とした乳幼児育成事業、延長保育などを行う幼稚園や保育所等に対して各種補助金を交付することにより、子どもたちの健やかな成長のための環境を整えました。</p> <p>今後も、乳幼児の育成や幼児教育の充実のための補助金を交付し、子どもたちの健やかな成長のための環境づくりに取り組みます。</p>

基本施策別事業評価

担当課	子ども発達支援センター、健康推進課、教育政策課、自立支援課、児童課
分野	I 子どもの健やかな育ちの確保
基本施策	II 発達に課題がある子どもの育ちの支援
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、幼児健康診査や各種相談の中で、発達面で課題があり、継続的な支援が必要な子どもが増えています。 ・発達相談の対象児に対して、個人の発達に合わせたきめ細やかな指導の実施が求められています。今後も関連機関と連携し、支援体制を整えることが必要です。 ・本市においては、子ども発達支援センターを中心に、必要に応じて関係機関との連携支援を行っています。 ・民間施設の独自施策を支援するとともに、発達に課題がある乳幼児の個別対応を行った施設に対して財政支援を行い、障害児保育を支えています。 ・教員の資質向上を図るため、特別支援コーディネーター育成研修会を実施しています。
計画策定時の施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・療育教室の体制の充実を図るとともに、子育て支援に関する関係機関との連携をさらに強化し、各機関の特性を最大限に活かせる体制の充実を図ります。
R2年度時点の評価及び今後の方向性	<p>発達に課題がある子どもやその家族に対して、途切れのない一貫した支援を行うため、令和3年3月に「第2期藤枝型発達支援システム行動計画」を策定しました。</p> <p>今後は上記の行動計画に基づき、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関がこれまで以上に連携し、支援の充実・強化を図ります。</p>

基本施策別事業評価

担当課	児童課、教育政策課、生涯学習課、子ども家庭課、男女共同参画・多文化共生課
分野	1 子どもの健やかな育ちの確保
基本施策	Ⅲ 「笑顔あふれる教育」に向けた学びの環境づくり
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが将来への夢や希望を原動力にして自らの強みや生きる糧となる「生きる力」を身につけられる教育、未来の本市を担う人づくりが求められています。 全ての大人が子どもを慈しみ育てる体制を作り、教育環境の充実に努めることが必要です。 多文化共生意識の醸成に向けた教育環境の整備が必要です。 本市独自の教育プログラムやふじえだマナーブック「えだっ子の一歩」を作成し、配布しています。 藤枝プレイパークを開催し、様々な体験・交流を通して、創造力やコミュニケーション力、問題解決力の育成を図っています。
計画策定時の施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを中心に大人も学び合い、支え合う「笑顔あふれる教育」を推進します。 外国人住民が生活していくうえで、必要不可欠な日本語の習得機会の提供と充実を図るとともに、日本語の習得が不十分な子どもや保護者に対し、必要な支援と学校での多文化共生意識の醸成に向けた学習機会を提供します。 家庭、地域、学校等が連携し、市民のだれもが学び合い、学びの環境日本一のまちづくりを推進します。
R2年度時点の評価及び今後の方向性	<p>義務教育を9年間の連続した期間と捉え、一人ひとりの健やかな成長を支援するため、平成29年度から瀬戸谷中学校区で小中一貫教育を開始し、以降、各中学校区で推進協議会を順次立ち上げ、地区計画を策定し、令和3年度より市内全中学校区で開始。また、教職員が9年間を見据えた質の高い指導を全校区で展開できるよう、藤枝市小中一貫教育カリキュラムを改訂しました。</p> <p>また、地域や大学と連携し、ロボットアカデミーやペッパーを活用したプログラミング教育、科学探求心育成事業などの体験型プログラム・イベントを開催し、子どもたちが科学に接する環境や機会を創出するとともに、トイレ環境の改善をはじめ、ALT（外国語指導助手）活用による生きた英語教育や特別支援教育の充実など、ソフト・ハード両面での学校教育環境の整備を図り、「笑顔あふれる教育」に向けた学びの環境づくりに取り組みました。今後も、他市町村のモデルとなるような理想の教育環境「学びの環境モデルふじえだ」を目指し先駆的な教育施策を推進します。</p>

基本施策別事業評価

担当課	生涯学習課、市民活動団体支援室、図書課、協働政策課、スポーツ振興課、児童課	
分野	1	子どもの健やかな育ちの確保
基本施策	IV	家庭や地域の教育力の向上
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の現場や学校が地域と連携を図りながら、様々な人的資源や社会資源等を活かしながら子どもを育てていくという視点が重要になっています。 ・教育環境を整備していくためには、学習機会の提供や地域の資源を活用した多様な体験活動の充実、スポーツ環境の整備等を進め、地域の教育力を向上させていくことが必要です。 ・家庭教育講座やブックスタート事業等、家庭での子育て力の向上を目的とした事業を実施しています。 ・子育てサークル活動への支援や学校サポートーズクラブ事業の推進等、地域における子育てや教育力の向上を目的とした取組を実施しています。 	
計画策定時の施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達段階に応じて、学習機会や情報提供の充実を図り、相談体制の整備や子育てサークル活動への支援を行い、家庭教育への支援の充実に取り組んでいきます。 	
R2年度時点の評価及び今後の方向性	<p>親子を対象とした生涯学習講座（32講座）を実施し、多様な教育機会の創出を図った。また、総合型地域スポーツクラブなどへの支援（スポーツ用品の貸出や活動に対する助言等）を行い、地域の誰もが楽しく気軽にスポーツができる環境づくりを推進しました。</p> <p>家庭での子育て力の向上のため、親子842組への絵本の贈呈（6ヶ月検診時）や新一年生の保護者（17小学校1,175名）へのブックリストの配布を実施。今後も継続して実施することで、家庭における読書活動の普及を図ります。</p> <p>また、コロナ禍の中、活動や場所の制限により、思うような活動の実施ができない市民活動団体がありましたが、今後も新生活様式を実践しながら活動継続できるよう支援し、よりよい家庭教育の充実に取り組みます。</p>	

基本施策別事業評価

担当課	道路課、河川課、花と緑の課、建築住宅課、協働政策課、建築住宅課、教育政策課、児童課、交通安全・地域安全課	
分野	1	子どもの健やかな育ちの確保
基本施策	V	安全・安心なまちづくりの推進
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが安心して暮らせる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れ等の子育て支援の視点にとどまらず、高齢者、障害のある方等を含めたすべての人が快適に生活できる環境整備に向けた課題となります。 集団登校時等、事故等を未然に防止できるよう、危険要因の把握と対策の実施に努めていく必要があります。 公園やふれあい広場の利用を促進するため、トイレの水洗化等の環境整備を実施しています。 	
計画策定時の施策の方向性	<p>すべての人が安心して利用できるよう、引き続き、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、子どもを含め、市民の防犯に配慮した環境整備に努めます。</p>	
R2年度時点の評価及び今後の方向性	<p>安全・安心なまちづくりのため、幅の広い歩道の整備や公園・河川の整備、通学路の安全対策、ふれあい広場の環境整備に取り組みました。</p> <p>また、園児の安全を確保し、交通安全対策をより一層推進するため、県内で初めて「キッズ・ゾーン」を設定しました。</p> <p>今後も、安全・安心なまちづくりのため、特に「交通安全日本一」の都市を目指して、交通安全教室や街頭指導、啓発事業等を実施し、全世代の交通安全に対する意識の向上を図ります。</p>	

基本施策別事業評価

担当課	子ども家庭課、自立支援課、産業政策課、教育政策課、生涯学習課	
分野	1	子どもの健やかな育ちの確保
基本施策	VI	子どもの貧困対策の充実
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・非正規雇用の拡大や離婚の増加等を背景に、子育て世代が経済的な課題を抱えるケースが多くなっています。平成28年の「国民生活基礎調査」における子どもの貧困率は13.9%で、約7人に1人が貧困であるという結果が出ています。 ・ひとり親家庭の相対的貧困率は50.8%であり、ひとり親家庭の自立を支援する必要があります。 ・貧困等の困難を抱える家庭は、社会的に孤立する傾向にあります。保護者の就労状況や健康状態にかかわらず、子育て家庭の生活を安定させるためには、こうした家庭を確実に把握し、仕事や生活全般における総合的な支援が必要です。 	
計画策定時の施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの現在及び未来が、その生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、さらには、困難を抱える子育て世帯を孤立させることがないよう支援し、生活の安定を図ります。 ・誰もが安心して子育てができるように、それぞれの家庭のライフステージに対応した相談の実施や支援体制の充実に努めます。また、各課での情報共有と連携に努めます。 	
R2年度時点の評価及び今後の方向性	<p>ひとり親家庭専門相談員を配置し、安心して子育てができるように、ライフステージに対応した相談を実施し、ひとり親家庭を自立させることができました。</p> <p>今後も、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、ひとり親家庭の自立と生活の安定に向けた支援を継続していきます。</p>	

基本施策別事業評価

担当課	児童課、教育政策課、生涯学習課、空き家対策室、健康推進課、子ども家庭課
分野	2 育児不安の解消
基本施策	I 地域における子育てサービスの充実
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化や核家族化が進み、就労形態の多様化が進行する中で、地域の人々が互いに助け合って子どもを育むことが難しい状況となっています。 ・子どもを安心して育てるためには、地域で子育てを支援する取組が重要になっています。 ・本市では、育児不安についての相談や子育てサークル等への支援を行う地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）や、地域で育児に関する相互援助活動を行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に取り組んでいます。
計画策定時の施策の方向性	専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭が、安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図り、“子育てするなら藤枝”の発信に努めます。
R2年度時点の評価及び今後の方向性	<p>「子育てするなら藤枝」をキャッチフレーズに掲げ、子育て世帯にとって必要な事業を行いました。特に、蓮華寺池公園内に平成28年4月オープンした「れんげじスマイルホール」では、年間73,114人の利用がありました。</p> <p>また、ファミリー・サポート・センター事業では、保育の質を高めるため、提供会員のフォローアップ講習会を実施。新たな提供会員を募集し養成することで、事業の充実を図りました。そして、市内全地域子育て支援支援センターが集まる会議では、育児サポートーやれんげじスマイルホールのスタッフも参加し、子育て支援に係る課題や認識の共有と連携強化に努めました。</p> <p>更には、子育て支援における民間活用を図るため、補助制度を創設し子育て支援の底上げを図りました。</p> <p>今後も、子育て世帯のニーズの把握に努め、子育て世帯が必要とする事業を推進します。</p>

基本施策別事業評価

担当課	児童課、子ども家庭課、健康推進課
分野	2 育児不安の解消
基本施策	II 子育て家庭への訪問支援
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・出産後間もない頃は、母子ともに不安定な時期であるため、身近な者による支援が重要となっています。 ・核家族化等により支援を求めにくい状況にあることから、育児の技術的指導、精神的な支え等、子育て中の親に寄り添ったサポートが必要です。 ・本市では、育児サポーターが家庭を訪問し、育児相談への対応等を実施しています。 ・育児不安により、継続的な支援が必要な家庭については、養育支援員が家庭を訪問し、保護者の育児不安等の軽減を図っています。
計画策定時の施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・出産後の支援として、保育士が家庭を訪問し、沐浴やオムツ交換、子育てについての助言等、育児のサポートを行います。 ・養育の支援が特に必要な家庭に対しては、養育支援員を派遣し、保護者の育児支援等を行い、育児不安等の軽減を図ります。
R2年度時点の評価及び今後の方向性	<p>子育て世帯からの要請に基づき、育児サポーターが家庭を訪問し、育児相談への対応や沐浴などの技術的指導等を行うとともに、育児不安などにより継続的な支援が必要な家庭については、養育支援員が家庭を訪問し、保護者の育児不安等の軽減を図りました。</p> <p>また、市民ニーズを反映し、令和2年度から、利用対象を生後概ね1年までに、利用時間数を60時間までに拡大し、さらに子育て世帯の育児支援に努めました。</p> <p>今後も、育児不安の解消を図るため、継続して事業を実施します。</p>

基本施策別事業評価

担当課	子ども家庭課、自立支援課、産業政策課、教育政策課	
分野	2	育児不安の解消
基本施策	III	ひとり親家庭の自立支援
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚の増加等により、ひとり親家庭等が急増しています。 ・子どもの健全な育成を図るためにには、地域のひとり親家庭等の現状に合わせた子育ての生活支援策や就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。 ・本市では、ひとり親家庭等の生活の安定と自立のために、「児童扶養手当」や「母子家庭等医療費」の支給による生活支援や職業訓練等の受講に対する資金的援助を行う就労支援を実施しています。 ・育児不安や児童虐待、DV等の複雑な問題を抱えている家庭に助言・指導が行えるよう相談事業を実施しています。 	
計画策定時の施策の方向性	<p>ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るために、ひとり親家庭に対する各種支援策の推進を図り、自立のための経済的支援や就労支援、相談事業の充実に努めます。</p>	
R2年度時点の評価及び今後の方向性	<p>ひとり親家庭の生活の安定を図るために、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費、母子家庭等児童支援金などの支給を行うとともに、自立に向けた母子家庭等自立支援給付金事業を実施しました。また、育児不安や児童虐待、DVなどの家庭内の複雑な問題を抱えている相談者に対する助言・援助等を行うとともに、DV被害者が安心して自立した生活が送れるように、関係部署との連携を密にし、更には、ひとり親家庭専門相談員を配置し、きめ細やかな支援を行い、ひとり親家庭を自立に導くことができました。</p> <p>今後も、ひとり親家庭の自立と生活の安定に向けた支援を確実に実施します。</p>	

基本施策別事業評価

担当課	生涯学習課、子ども家庭課、福祉政策課、協働政策課、児童課
分野	2 育児不安の解消
基本施策	IV 子育てネットワークづくり
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い子育て支援サービスを提供する上で、地域と行政の協働による子育て支援サービスのネットワークを形成していくことが重要な課題となります。 ・児童虐待や非行・不登校・発達障害等の子どもやその家庭を支援していくために関係機関との連携を図り、支援ネットワークの構築をしていくことが必要です。 ・本市では、親同士が情報交換できる場（家庭教育学級）を提供し、親同士の仲間づくりを支援しています。 ・子育てサロンや地区交流センターのふれあいまつり等を通じて、子どもやその保護者と地域の世代間交流を推進しています。
計画策定時の施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭に対して、保育や子育て支援サービスを効果的に提供するとともに、サービスの質の向上を図るため、関係機関や施設のネットワークの形成を促進します。 ・各種子育て支援サービスが、利用者に周知されるよう情報提供に努めます。
R 2 年度時点の評価及び今後の方向性	<p>親同士が情報交換できる場（家庭教育学級）を提供し、親同士の仲間づくりを支援するとともに、子育てサロン等を通じて、子どもやその保護者と地域の世代間交流を推進しました。</p> <p>また、「藤枝市要保護児童対策地域協議会」のネットワークの中で、子どもの保健福祉に関する実施体制の充実を図りました。</p> <p>今後も、子どもやその保護者にとって必要な情報を積極的に発信するとともに、親同士の交流の場や世代間交流の推進のための施策を実施します。</p>

基本施策別事業評価

担当課	男女共同参画・多文化共生課
分野	2 育児不安の解消
基本施策	V 男女共同参画の啓発
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・価値観や就労観が多様化する中、家事・育児は多くの時間や労力が必要なことから、女性にとって、理想的な子どもの数を持つことは難しい社会といえます。 ・父親も積極的に家事・育児に参加し、男女が協力して、子育てや家庭生活を営む意識づくりが必要です。 ・本市では、これまでに男女共同参画行動計画のもと、藤枝市男女共同参画推進センターを開設し、市民との協働で男女共同参画推進地区推進員事業等を実施してきました。 ・平成19年12月には、男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画に関する意識の啓発に努めています。
計画策定時の施策の方向性	市ホームページ、パンフレット等を活用し、男女共同参画についての意識の醸成を進め、子育てに関連した講座等の開催による男女共同参画意識づくりに努めます。
R2年度時点の評価及び今後の方向性	家庭より仕事に意識が向きがちな男性に、親子で楽しむ遊びや読み聞かせの講座を開催し、ワーク・ライフバランスを見直す機会を提供し、男性の家事・育児への積極的な参画を推進しました(年3回、計77名参加)。引き続き、父親も積極的に家事・育児に参加し、男女が協力して、子育てや家庭生活を営む意識づくりに関する施策を実施していきます。

基本施策別事業評価

担当課	子ども家庭課、健康推進課	
分野	2	育児不安の解消
基本施策	VI	児童虐待防止対策の充実
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・近年では、子どもの生命が奪われる等、重大な虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における虐待に関する相談件数も増加し、児童虐待は社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっています。 ・児童虐待は、身体的虐待だけでなく、ネグレクト（養育放棄）や心理的虐待等の保護者が自覚しにくいものや、周囲が発見しづらいものについても深刻化しており、その防止に向け「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実していくことが必要です。 ・本市では、藤枝市要保護児童対策地域協議会の開催により、情報の共有及び問題解決に取り組んでいます。 ・適切な相談対応、支援を実施するため、職員が積極的に研修会等へ参加し、ケースワークや相談対応がより迅速かつ的確にできるよう支援体制の充実を図っています。 	
計画策定時の施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待を防止し、すべての子どもが健全に成長していくために、早期発見からアフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を実施します。 ・地域における関係機関との協力体制の構築、身近な地域における虐待防止のネットワーク体制の整備等、個々のケースの解決につながるような対策を推進します。 ・児童虐待や発達障害等、様々な要素が複雑に絡んで発生する子どもや家庭の問題が増加していることから、それらの問題に対応するための子ども家庭総合支援拠点を設置し、要保護児童対策地域協議会の調整機関として支援を実施します。 	
R 2 年度時点の評価及び今後の方向性	<p>平成29年4月より、子ども家庭総合支援拠点を設置し、要保護児童対策調整機関として調整担当者を配置し、関係機関等の連携強化を図りました。</p> <p>今後も、子ども家庭総合支援拠点の機能と、要保護児童対策地域協議会のネットワークを利用し、児童虐待の防止及び早期発見・早期対応・支援に努めます。</p>	

基本施策別事業評価

担当課	男女共同参画・多文化共生課、教育政策課、生涯学習課	
分野	2	育児不安の解消
基本施策	VII	次代の親の育成
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 少子化の進行や地域社会へのつながりの希薄化等により、年齢の低い兄弟姉妹の世話や近所の子どもとの遊び、乳幼児とのふれあいの機会が少なくなっています。 乳幼児とふれあったり、子どもの世話をしたりする機会のないまま親になる人が増加しています。 若者が自立して家庭を持てるよう、若者に対して子育てに伴う喜びが実感されるような意識啓発を積極的に行う必要があります。 本市では、父親の家事、育児参加支援を目的とした「ふじえだイクメン講座」の実施や、多様な媒体を活用した情報発信を積極的に行ってています。 	
計画策定時の施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを生み、育てることの意義に関する教育や広報・啓発を推進とともに、家庭を築き、子どもを生み、育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるよう、地域社会の環境整備を推進します。 次代の親となる中・高校生が、子どもを生み、育てることの意義や、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするために、様々なふれあい体験学習等の機会の提供に努めます。 	
R2年度時点の評価及び今後の方向性	<p>市内地区ごとに配置する「男女共同参画地区推進員」による男女共同参画の推進を図るとともに、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発活動として、市民団体との協働による「ふじえだイクメン養成講座」や中学生を対象としたふれあい体験事業等を実施しています。</p> <p>また、次代の親となる中学生を対象に、保育園等での職場体験研修や交流、更には、小学校にて家庭教育学級を開設し、学習会を通じた子育てについて理解を深める機会の提供に努めました。</p> <p>今後とも、更なる男女共同参画の推進を図るとともに、次代の親の育成における地域社会の環境整備を進めていきます。</p>	

基本施策別事業評価

担当課	児童課	
分野	3	子育てと仕事の両立支援
基本施策	1	乳幼児期の保育の量的充実
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の保育定員の拡大にあたっては、保護者の多様な生活実態及び意向を十分に踏まえて、その提供体制を整備し、地域の実情に応じた取組を行うことが必要です。 ・家庭における経済的な理由をはじめ、企業における人材不足や、女性活躍の推進といった背景により、働きながら子育てをする家庭が増えています。 ・本市では、幼稚園の認定こども園化や地域型保育事業所の新設等に取り組み、保育定員の拡大が図れたことで、平成30・31年のそれぞれ4月1日時点における待機児童は0人となっています。 ・依然として、保育所需要は高まりをみせており、受け皿の確保が必要となっています。 	
計画策定時の施策の方向性	<p>子どもの健やかな成長に寄与していくことはもちろん、保護者のニーズを十分に踏まえて、保育の定員の拡大を計画的に行います。</p>	
R2年度時点の評価及び今後の方向性	<p>幼稚園の認定こども園化等に取り組み、着実に保育定員の拡大が図ることができます。令和2年度は保育定員100人分の拡大を図りました。今後も、待機児童ゼロの維持に向けて、計画的な施設整備等により保育定員の確保を図ります。</p>	

基本施策別事業評価

担当課	児童課、生涯学習課、子ども家庭課
分野	3 子育てと仕事の両立支援
基本施策	II 放課後の子どもの居場所づくり
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の社会進出の増加に伴い、放課後に小学生だけで過ごす家庭が増えていたため、安全な居場所づくりが求められています。 ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）では、小学校の放課後や土曜日に加え、夏休み、冬休みといった長期休業期間に、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の健やかな成長を図るため、小学校敷地内に家庭に代わる生活の場を提供しています。 ・第1期計画では待機児童の解消に向けて、市内4校で放課後児童クラブの専用施設5施設を整備しました。 ・その他、待機児童が見込まれる場合には、小学校の余裕教室等を活用し、定員の拡大を図りました。 ・近年、放課後児童クラブの需要は増加しており、さらなる受け皿の拡大が必要となっています。
計画策定時の施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブについては、保護者のニーズを的確に捉え、利用希望を満たすことができるよう、小学校の余裕教室等の活用を図るとともに、専用施設の整備を進めます。 ・運営面では、多様化する保育需要に対応できるよう、指導員の確保と定着を図り、関係機関との連携強化や民間派遣事業者の活用等により、適正な指導員を配置するとともに、保育の質の向上に努めます。 ・併せて、民間活力による子どもの居場所づくりを進めます。
R2年度時点の評価及び今後の方向性	<p>令和2年4月時点で21人の待機児童が発生していた高洲南小学校において、高洲南小学校第2、第3児童クラブ（定員70名）の専用施設の整備を行い、令和3年4月に専用施設を開所することで、高洲南小学校での待機児童解消（令和3年4月時点で待機児童ゼロ）に寄与しました。</p> <p>今後は、児童数の推移や利用ニーズに基づく施設整備と、クラブ規模の適正化を図り、放課後の安全・安心な居場所づくりを進めます。</p>

基本施策別事業評価

担当課	児童課
分野	3 子育てと仕事の両立支援
基本施策	III 保育所での一時預かりや病児・病後児保育の充実
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所における一時預かり事業は、需要が高いことから、利用希望のある児童のすべてを受け入れることは難しい状況です。 ・一時預かり事業は、保育所は高い保育需要によって満員状態であることから、保護者の要請をすべて受け入れることは難しい状況です。 ・病児・病後児保育については、令和2年3月末時点で、病児保育は2箇所、病後児保育は1箇所で実施しています。 ・一時預かり事業、病児・病後児保育ともに、新規の受け入れ先の確保に努め、必要な受け入れ人数の確保ができます。
計画策定時の施策の方向性	子育てと仕事の両立を支援するためには、保育所や放課後児童クラブの充実だけでなく、一時預かりや病児・病後児保育の充実は欠かせない施策であることから、保育所等の関係施設に実施の働きかけを行います。
R2年度時点の評価及び今後の方向性	<p>病児保育は、藤枝市シルバー人材センターと地域型保育所のキッズルーム・リトルハッピー、令和2年度に開所した小石川町クリニックの3か所で、病後児保育は藤枝保育園の1施設での実施となっています。必要数は確保できていますが、令和2年度については、新型コロナウイルスの影響で利用数は減少しています。今後も、各施設等と連携し、必要な財政支援を行うとともに、積極的なPRに努めていきます。</p> <p>また、一時預かりについては、引き続き、新規の受入先を確保し、子育て世帯が必要とするときに、利用できる体制の充実を図ります。</p>

基本施策別事業評価

担当課	男女共同参画・多文化共生課、産業政策課、創業支援室	
分野	3	子育てと仕事の両立支援
基本施策	IV	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直し
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事を持つ多くの保護者が仕事中心の生活により、家庭で子どもと一緒に過ごす時間が少なくなっていることがあげられます。 ・子育てだけでなく親の介護等にも携わる中で、誰もが安心して働き続けることができ、多様な働き方を選べる「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現に向け、企業や地域に対して働き方の見直しや意識改革を主体的に働きかけていくことが必要です。 ・本市では、男女共同参画推進事業所を設け、広報ふじえだや各種情報誌を通して、認定事業所の取組を紹介しています。 	
計画策定時の施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・職業生活と家庭生活のバランスがとれ、多様な働き方を選択できるよう、男女共同参画の取組を通じて、子育て意識の向上を図ります。 ・職場優先の意識や固定的な性別役割分担にとらわれず、男女がともに子育てできるよう、事業主や就業者に対する意識啓発及び環境づくりを推進します。 	
R2年度時点の評価及び今後の方向性	<p>ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、男女共同参画推進事業所を新たに2事業所認定するとともに、認定後3年を経過した事業所の更新を行いました。市内の認定事業所数（令和2年度末）は合計35事業所となりました。認定事業所の取組みを広報ふじえだや情報誌Runらんらん等に掲載し、市民に幅広く紹介しました。</p> <p>今後も、労働者側に対して、経営戦略としての女性活躍推進や働き方改革の啓発、さらにはイクボス思想の啓蒙を行い、男女共同参画の取り組みを通じて、男女がともに子育てができるように事業主や労働者に対する意識啓発を推進します。</p>	

基本施策別事業評価

担当課	健康推進課、子ども家庭課	
分野	4	子どもと母親の健康の確保
基本施策	1	安心して子どもを生み、育てられる環境づくり
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化が進む中、近年、ストレス等を抱える妊婦や就労している妊婦が増加傾向にあります。 ・母体や胎児の健康確保のため、妊婦健康診査を受ける重要性や必要性が高く、健診を受けやすい環境も必要となっています。 ・本市では、母子健康手帳交付時に妊婦健診票の交付及び専従の保健師を配置し、きめ細やかな支援を行っています。 ・不妊治療費に加え、不育症治療費についても、経済的な負担の軽減を実施しており、安全・安心な出産に向けた体制強化を図っています。 ・若年の妊婦、育児ストレス、産後うつ等により、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭に対し養育支援訪問を行い、養育の不安感や負担感の軽減を図ります。 	
計画策定時の施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、妊娠期から出産期を通じて母子の健康が確保され、経済的な負担を軽減し、安全・安心な出産ができるよう健康診査の充実と事後支援体制を整備します。 ・妊娠・出産の不安や悩みについては、仲間との交流の場を提供し、支援に努めます。 	
R2年度時点の評価及び今後の方向性	<p>母子健康手帳交付時に、妊婦健診受診票の交付及び専従の保健師を配置。産後の継続的な支援が必要な妊婦54人について、個別支援計画を作成し、きめ細かな支援を実施しました。併せて、「パパママ教室」への参加や「子育て支援センター」の利用の推奨しました。また、特定不妊治療費の所得制限を撤廃し、助成回数を通算10回にするなど、経済的負担の軽減を図りました。安全・安心な出産に向けた「妊婦健診」や、産後うつの発見と新生児虐待の予防等を図るため、医療機関と連携した「産婦健診」を実施。また、安心して子育てができる支援体制として「産後ケア事業」を実施。母子への心身のケアや育児サポートを早期に行いました。</p> <p>引き続き全妊婦の保健指導を行うことで、妊娠期からの支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から子育て期にわたる継続した支援を充実していきます。</p> <p>今後は、医療機関や産後ケア施設、子育て支援センター等との連携強化のため、母子保健連絡会を実施する予定です。</p>	

基本施策別事業評価

担当課	健康推進課、学校給食課、児童課、教育政策課、スポーツ振興課、生涯学習課	
分野	4	子どもと母親の健康の確保
基本施策	II	基本的生活習慣づくり
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期、学童期では毎日朝食を食べる割合は高いものの、年齢が上がるにつれて朝食の欠食率が増加傾向にあることや就寝時間が遅くなっている等、生活リズムの乱れもあり、規則正しい食習慣・生活習慣づくりが必要です。 ・外遊びをする子どもが減少しており、幼児期からテレビ等の視聴時間が長く、学齢期になるとゲーム・インターネット等のメディアの影響を受けやすい傾向があるなど、健康な心と体を育てる環境を整えることが必要です。 ・本市は、食に関する学習機会や情報提供の推進等、親と子がともに健康に豊かな生活を営むために必要な事業を実施しています。 ・子どもの健やかな成長のための体づくりとして、本市独自の体づくりプログラムの積極的な活用を推進しています。 	
計画策定時の施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児期からの早寝早起きの生活リズムを確立するとともに、メディア対策等を通じて、乳幼児期からの基本的な生活習慣をつくり、思春期までのライフサイクルに応じた学習機会や情報提供を充実します。 ・親子ともに心身が健康で豊かな生活を営むために、家庭や地域、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、職場等あらゆる場において、学習・体験活動を通じ、食の知識や食の大切さへの理解を深めるための「食育」を推進します。 	
R2年度時点の評価及び今後の方向性	<p>食に関する学習機会や情報提供の推進、地産地消を基にした食育の推進、食物アレルギーに関する知識の向上など、親と子がともに健康に豊かな生活を営むために必要な事業を実施しました。</p> <p>また、子ども達の健やかな成長のための体づくりとして、ぶじえだ型体づくりメニュープログラムの積極的な活用を実施しました。幼保連携事業としての「ちびっこサッカー大会（法城学園杯）」は令和元年度及び2年度とも、雨天等により中止となりました。</p> <p>今後も、親子ともに健康な心と体を育む環境づくりに取り組みます。</p>	

基本施策別事業評価

担当課	健康推進課	
分野	4	子どもと母親の健康の確保
基本施策	III	母子保健サービスの充実
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育てに不安を感じる親や育てにくさを感じる親も増え、育児支援の要望も増加しています。 ・子どもが健やかに育つためには、就学までの間、健康に関する一貫した支援体制が必要です。 ・本市は、乳幼児全戸訪問や乳幼児健診等を実施するとともに、保護者への相談指導や情報提供等を推進しています。 	
計画策定時の施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なケースに対応できるよう、スタッフの充実と資質向上に努め、各種健康診査・健康相談事業の体制の見直しと内容のさらなる充実を図ります。 ・基本的な生活習慣、発達に応じた遊びや運動、不慮の事故予防の啓発については保健指導の充実を図るとともに、各種保健サービスの情報提供に努めます。 	
R2年度時点の評価及び今後の方向性	<p>乳幼児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査等を実施するとともに、親への相談指導、予防接種に関する助言及び情報提供の推進などを通じて、母子保健サービスの充実を図りました。</p> <p>今後も、乳幼児健康診査を確実に実施し、訪問や乳幼児健診、相談の場面を通じて、子どもの心と体の成長を促す生活習慣の周知に取り組みます。</p> <p>また、多様なケースに対応できるスタッフの養成のため、研修会を実施していきます。</p>	

基本施策別事業評価

担当課	健康企画課、子ども家庭課、自立支援課	
分野	4	子どもと母親の健康の確保
基本施策	IV	小児医療の充実
計画策定時の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが心身ともに健やかに成長していくためには、保健・医療の両面から支援できる体制が整っていることが必要です。 子どもの病気や事故等は、急激な体調の変化から命にかかることも少なくないため、夜間及び休日であっても適切な診療が受けられるよう体制を整備することが必要です。 本市では、18歳までの子どもを対象に「こども医療費助成事業」を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図っています。 	
計画策定時の施策の方向性	<p>小児救急医療については、近隣市や関係機関との連携を図り、いつでも安心して質の高い医療を提供できるよう、小児医療体制の一層の充実に努めます。</p>	
R2年度時点の評価及び今後の方向性	<p>小児医療受診に対する経済的支援や未熟児養育医療における経済的負担の軽減を図るとともに、子どもがいつでも適切な医療が受けられるように小児救急電話等の啓発などの事業を行いました。</p> <p>今後も、小児医療に関わる経済的負担の軽減や、志太榛原医療圏の自治体と4医師会、公立病院などの連携を推進し、安定した医療体制を推進します。</p>	

地域型保育事業の認可変更について

1 地域型保育事業とは

子ども・子育て支援新制度において創設された制度で、3歳未満児を主に保育をする利用定員が19人以下の施設・事業である。

ただし、事業所内保育事業は、利用定員の上限はない。

認可基準は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、市が認可する。

① 施設設備・職員配置基準

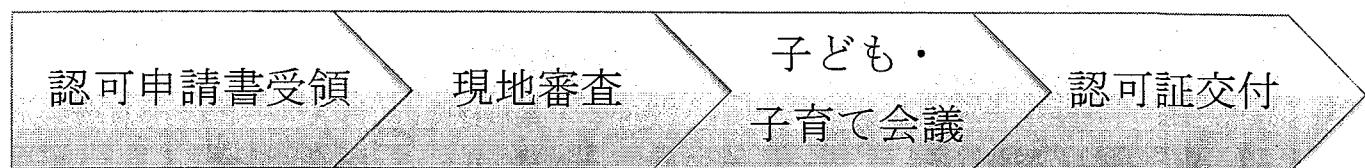
事業名	定員	保育従事者資格	職員配置 (乳幼児・保育従事者)	面積基準 (乳幼児一人あたりの面積)
家庭的保育事業	5人以下	家庭的保育者	0～2歳 3:1	0～2歳 3.3m ² 以上
小規模保育事業A型	6人以上 19人以下	保育士	0歳 3:1 1～2歳 6:1	0～1歳 3.3m ² 以上 2歳 1.98m ² 以上
小規模保育事業B型	6人以上 19人以下	保育士 1/2 以上	0歳 3:1 1～2歳 6:1	0～1歳 3.3m ² 以上 2歳 1.98m ² 以上
小規模保育事業C型	6人以上 10人以下	家庭的保育者	0～2歳 3:1	0～2歳 3.3m ² 以上
居宅訪問型保育事業	1人	家庭的保育者	0～2歳 1:1	基準なし (乳幼児の家庭で保育するため)
事業所内保育事業	1人以上 (地域枠の子ども)	保育士	0歳 3:1 1～2歳 6:1	0～1歳 3.3m ² 以上 2歳 1.98m ² 以上

2 子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法第43条第3項の規定により、市町村が地域型保育事業の確認をする際には、子ども・子育て会議において「利用定員の設定」に関して意見を聞くこととされている。

3 認可事務の流れ

事業者から提出された認可申請書類を基に、職員が現地審査を実施し、運営責任者への聞き取り調査及び設備基準・職員配置を確認する。

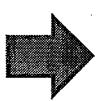


4 認可変更協議

(1) 設置者変更

No.	類型	施設名称	設置者	新たな設置者	備考
1	小規模保育事業 A型	いちご保育園	谷中 宏章	株式会社 なないろ 代表取締役 谷中宏章	R3.4.1

※個人事業主から法人化に伴う変更



5 参考資料(関係条例抜粋)

■藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。

以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の幼児に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(食事)

第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業における職員)

第24条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければ
ならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(中略)

2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了
した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれに
も該当する者とする。

(中略)

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保
育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者で
あって、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。)とともに保育する場合には、5人以
下とする。